



を一層促進させつつ、傍ら、反面、日本のいわゆる国家の安全保障等に関わる情報技術の流出とか、また事業活動の喪失といった事態を事前に防止するということがそもそもの目的であります。株主の権利行使を加えるという制限というのは、この法的に照らしましても、これは必要最小限なものに限定をしております。

株主と企業との間の対話というものに対する制限の追加は行わないことにいたしております。今スユワードシップの話も出ておりましたけれども、スユワードシップを踏まえましたゆえで、株主による企業との健全かつ建設的な対話というものは、これはもういわゆるコーポレートガバナンスというものを強化して企業の価値を向上するという観点から、これは非常に重要であるという認識には全く変わりはありません。

今回の法改正につきましても、いわゆるコーポレートガバナンス改革路線といふものの転機でも全くありませんし、アクトエイビストの排除でもないといふことは改めて強調させておいていただきたいと存じます。

○藤末健三君 是非、その認識を外国の投資家の皆様にお伝えいただきたいと思います。

今、財務省の方で幅広くいろいろ説明会とかしていただいていることはもう聞いておりますので、より一層明確に、今日大臣のお声をいただきまして、この声を多くの方々に伝えていただきたいと思います。

続きまして、御質問申し上げますのは、この事前届出免除制度が利用できない範囲というのがございます。これは政令や告示によってこれから明確化されるというふうに伺っておりますけれど、現状ではその範囲が不明確であると、どうなるか分からぬというような声がござります。それが海外の投資家の懸念につながっているという状況でございまして、この懸念を放置しますと、今国内の株式市場、売買の大体七割が外国投資家といふことでございます。この外国の投資家が日本株離れをすると、非常に株式市場にマイナスの影響

があるのではないかということを懸念しております。その点につきまして、麻生大臣の見解を伺わせていただきたいと思います。

また、事前届出免除制度を利用する外国投資家が国の安全保障に係る企業に投資を行った場合に受ける制約行為、この今の段階におきましては三つございます、項目が。一つは、外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任することと、役員に就任することとでございます。そして、二つ目にございますが、重要な事業の譲渡、廃止を株主総会に自ら提案すること、そして三つ目にありますのが、国の安全等に係る非公開の技術情報をアクセスしないこと、その三項目に限定されておりませんけど、これが今後拡大されることはないという理解でいいかどうか、大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 二問、基本的にいただを受けたと、そういう、そういった前科があるとか、そういう形の人、又は国有企业による等の投資であります。また、指定業種のうち国の安全等を損なうおそれがある大きいものに対する投資を想定しておりますけれども、具体的には、今言われておりましたように、政令とか告示で定めるところでは、現時点では、過去に外為法違反で処分を受けたと、そういう、そういった前科があるとか原子力とか電力とか、そういう、通信等々、いずれもその範囲に入るだろうと思つております。

続きまして、御質問申し上げますのは、この事前届出免除制度が利用できない範囲といふのがござります。これは政令や告示によってこれから明確化されるというふうに伺っておりますけれど、資への適切な対応というのがこの法改正の目的でありまして、この目的に沿つて、極力限定する考え方を進めたいと思っております。

いずれにしても、健全な投資を一層促進させつつ、国の安全といふものを損なうおそれがある投資の適切な対応というのがこの法改正の目的であります。また、範囲を明確に提示する考

ど、これはもう全く正しいので私も完全に同意するものでありますので、制度の導入に向けて早急に検討を進めるとともに、周知を努めることが大事として、今言われましたように、国内株式市場における売買代金一千五百一千六百兆円ぐらゐのうち七一%ぐらいが今外国人によるものだと思つておりますので、こういったものが、それが損なわれるというのは非常に大きな影響が出ると思つますので、十分に注意してまいりたいと思つております。

事前届出免除を受ける外国投資家が守るべき基準というものについては、これは藤末先生御指摘になりましたように、これは外国投資家自ら又は、若しくは密接な関係者が役員に就任していないというものが条件、二つ目は、重要な事業の譲渡とか廃止とかいうものをいわゆる株主総会に自ら提案するということはしない、三番目として、国の安全等に係る非公開の技術情報をアクセスしないといふことはないという理解でいいかどうか、大臣の見解を伺いたいと思います。

○藤末健三君 是非、投資家の皆様に明確な基準というものを示していただきたいと思います。

実際に、お配りした資料の下側にありますように、一〇%が、閾値が一〇%から一%に変わることによりまして届出の範囲が大きくなると。そうしますと、この手間とかを考えた場合に、日本株は非常に手を出しにくくなるのではないかという声が出ています。

そのためこの事前届出免除制度というのをつくつていただいたわけでございますけれど、この事前届出免除制度と、あと審査付事前届出をやらなきやいけないところのライン、これを明確にし、かつ、できるだけその企業、投資家の方に負担を掛けないようにしていただくことが非常に重いのではないかと思っております。

次、三つ目の質問を申し上げます。

今回、この法改正の趣旨や内容が、私は外国の新聞などを読んでいますと、少し誤解が生じていることがあります。このまままでありますと、非常に重要なところがあると思います。このままであります

と、海外投資家のアクセスが制約される市場としては、例えばインデックス市場、株式のインデックスにおける日本株の投資ウエートが下げられるんではないかと。幾つかの、今、外国投資家のインデックスのファンダムゲートが下がりますけれど、やはり日本株をどれだけ組み込むかというのが非常に大きゅうございまして、実際にこの主要なインデックスファンダムゲートが下がりますと、パッシブ運用を行います投資家から恐らく数兆円単位の日本株が売られるということも生じかねないと思つております。

このような誤解を解消するためにどのような対策が必要か、またどのような対策をなされるのかは、藤末先生御指摘の、主要なところな

○国務大臣(麻生太郎君) これは大事なところなので、今般の法改正の内容という趣旨につきましては、財務省といたしましても周知とか説明に取り組んでいるところであります。

具体的には、今言われましたように外国金融機関が占める比率、七割になつておりますんで、その所属する団体等に対しても直接説明をこれまで行っておりますけれども、財務省のホームページにおいても、この資料につきましては、英語と日本語と両方で、これをきちんと関連資料とした取組を重複的に公表するということを行つてあるところです。

今、藤末先生御指摘の、主要インデックスの作成者として、既に事務レベルでもその対応を行つておりますけれども、例えば、今言われましたパッシブ運用をするにしても、そうですね、何でしよう、今、でかいところで、モルガン・スタンレー何とか言つたな、キャピタル・インクーナショナルでしたつける、MSCIだったか、ああいつたようなものも間違いなくワールドインデックスというのにその元が提供されておりますから、そういうふたようなものでは、インデックスの

作成者についてもこれはきちんと説明をしておかないと、いかぬというところなんですが、その人たちがきちんと新聞読んでるかどうかって、ではなりませんから、今、読んでいない人の方で多いんですから、だから、そういう意味では、きちんとそいつたところに行つて、様々な機会を捉えて市場関係者と直接対話をしておいて、こういったもので主要インデックスの中に日本のパーセントが、まあ、今までだとJPだったら八%か九%入つっていたはずですが、それが落とされたということになると、それは七〇%に直接響いてきますんで、そういうふうなことを考えた上でやつていかなかぬということだと思つておりますんで、正しい理解を求めるよう引き続き努力をして、させていただきたいと思っておりります。

○藤末健三君 大臣の答弁、本当にありがとうございます。

の安全保障  
と考えます  
日本企業  
微技術の流  
外の国にコ

日本企業への投資促進も重要ですが、機械技術の流出や、安全保障上重要な事業が日本以外の国にコントロールされることがないように制度をしっかりと機能させることが重要だと考えます。

財務省が十月に公表した資料によりますと、外国証券会社や外国運用会社等の金融機関は、銘柄に関係なく事前届出免除制度を利用可能であるとしております。

私がまだ一般的に意識していなかった金融機関が多  
く、そして行う行為が一般的なものであればいいことは  
思うんですけど、やはり外国の制度、もう日本と  
の金融制度と大分違うものがございまして、完全に  
にコントロールされていないような金融機関も外  
国では登録されているという状況だと私は考えて  
おります。

ですから、外苑前に設けられた金庫を守っているから安全ですということは、私は一概に言えないと考へています。実際に、特定の国を申し上げるわけにはいきませんけれど、やっぱり、ある企業が自分の分散された影響力あるファンダムを分散して使って投資を行うようなことも考へ得るわけでござります。

さいまして、是非この免許制度を利用したものが届け出なければならない行為、守らなければならない基準に株主総会のことは書いてあるわけですがござりますけど、それだけでは私はちょっと不十分ではないかと思います。

事後報告の情報などを活用して株式の売却命令などにより事後的に対処するようなことを考へるべきだと思いますが、そこにつきまして財務省の見解をお聞かせください。

○政府参考人(岡村健司君) お答え申し上げます。  
　　外国金融機関につきまして、銘柄にかかわらず  
事前届出の免除制度を利用可能としております。  
　　その前提と申しますか理解は、その業務として

行う株式の取得は、国の安全等に係る技術情報の窃取でありますとか重要な事業の喪失を目的としておらず、類型的に国の安全等を損なうおそれがないと認められるという考え方でございます。

他方、仮にその外国金融機関がその投資先に対して、国の安全等の観点から重要な事業の存続に影響を及ぼす提案を行おうということであれば、それは、株主総会の決議事項か否かにかかわらず、類型的に国の安全等を損なうおそれがないと認めることはできないわけでありますので、当該金融機関による当該投資は免除制度の対象とならないということで考えてございます。

したがいまして、こうした国の安全等の観点から重要な事業の存続を脅かすような投資につきましては株式取得時の事前届出が必要となるわけでございまして、仮に届出を行わず株式の取得を行つたという場合には、無届けの投資として、株式の売却等の措置命令といった事後的な対応の対処となり得るというふうに考えてございます。

○藤末健三君 是非、財務省の運用におきましてはこの事後的な対処をやつていただきたいと思います。

やはり投資家の自由な、健全な活動を阻害しないという意味では、この事前審査、私そんなに厳しくする必要はないと思いますが、事後審査を厳しくすることによって、逆にこの窓口を広く、そして逆に安全保障上の管理という意味では事後的にきちんと対応できるというのが私はいいんではないかと思っています。

実際にほかの国の事後介入の制度を見ますと、先ほど申し上げましたように、アメリカはしてしまって、あとイギリス、フランス、ドイツ、そしてカナダもやっぱり事後介入制度をつくっているという状況でございますので、その運用をきちんとやっていただきたいというふうに考えております。

手続きまして、届出対象業種についてちょっと質問させていただきます。

この届出対象業種につきましては、銘柄リストを公表するということをございます。実際、今の上場企業、三千七百社ございますが、その銘柄を公表することによって上場企業の負担になるようなことは避けるべきではないかと思います。

どのような情報に基づき作成するのかということが非常に重要でございまして、特に上場企業の中には多数の子会社を持つている企業があります。それ全てについて精査な調査をするのは難しくないんではないかというふうに考えております。

そしてまた、企業というのは事業範囲がどんどん変わるもの。例えばMアンドAをすることによって一気に事業範囲が広がるわけでございますので、実際にリストを作るときの負担の問題、そしてまた、それをメンテナンスする、もう頻繁に事業は変わっていくわけでございますので、企業の、この点を考えまして、是非とも運用を考えていた

併が申し上にいたしかど申しませんと、この、い、不、  
を常に最新にメンテナンスするのは非常に難しい  
んではないかと。

このリストの、銘柄リストの公表ということをございますが、上場企業の負担にならないように、かつしつかり運用するようについて御指摘をもつともだなと思つて、心して取り組みたいと考えております。

その上ででございますが、このリスト、外国投

指摘の四業種挙げてござります。その考え方は、当該業種に係る投資につきましては、事前届出審査を確実に実施する必要が高い、国の安全等に直結することが明らかな業種、これについては事前届出免除の対象外とするという考え方でございます。

なるというふうになつております。  
このFIRMAと外為法の対内直接投資等  
理、それぞれの機微情報の範囲についてどのよう  
に関係があるかということを教えていただきたい  
と思います。アメリカと連携をする、その点につ  
いて教えていただきたいと思います。

どという業種に加えまして、先ほどアメリカと同様に、国際的な合意に基づく貿易管理の対象となされている技術を保有する製造業なども規制対象業種として指定されております。

このような観点から、両者の技術の範囲につきましてはおおむね一致しているというふうに考えま

資家が我が国に安心して投資できるように、その利便性の向上のために作成し公表するものでござります。したがいまして、藤末先生からの御指摘のようにリストを悪用することに対しましては、つまり、前回届出対象であると知りながら無届けで株式の取得などを行うと、こういった場

今後、免除対象外の業種を具体的に定めていくに当たりましては、健全な投資を促進する、萎縮効果があつてはならないという政策目標を考慮しながら、一方で、守るべき技術のありようでありますとか、どこにあるかといったことなど、技術面での動きを踏まえながら、事業所管官庁等とともに

○政府参考人(飯田陽一君) お答えいたします。  
ただいま御指摘のございました米国の外国投資  
リスク審査近代化法でござりますけれども、こ  
では、今御指摘のございましたクリティカルテク  
ノロジーに即して対内直接投資の規制を行ふとい  
うふうにしております。

○藤末健三君 是非、経済産業省の深い検討をしておられます。  
　いた、だきたいと思います。

私、今回のこの外為法は、やっぱりほかの国を見ますと、もう新しい法律で対応しているわけじゃないですか、重要な技術をいかに守るか、イ

合につきましては、その是正のために必要な措置を講ずることができるというふうに考えてござります。

もに慎重に検討を進めまして、実態に即した運用となるよう努めまいりたいと思います。

○藤末健三君 次は経済産業省にお聞きしたいと思ひますが、この機械情報、エマーリングテクノロジーの管理ということをございます。

その範囲でござりますけれども、四点ほど申上げますけれども、一つは、アメリカにおいて国際合意なども踏まえまして輸出管理対象としております武器、あるいはそれらに転用可能な汎用品に關わる技術、これが一つでございます。これに

ンフラを守るかということです。私は、この今回の外為法で対応したことについては、時間的な問題もあり、早急に対応しなきゃいけないという観点からこうなつたと思いますけど、是非、抜本的に安全保障の観点から新しい法律を作り、やっぱり

また、これは質問ではないんですけれど、この届出対象リストになつたときに非常に投資家のアーケッセスが難しくなるんじやないかと、したがいまして、株価が落ちるので空売りをしようじゃないかとかというような声も実はもう聞いております。そのことの懸念がないように、是非きちんととした運

私、実際、五月にアメリカに伺いました。もうアメリカは安全保障上の技術の管理というものについて大きいかじを切つたと感じたわけでござりますけれど、例えば、冒頭で申し上げましたように、米国に対する、国内に対する直接投資の管理制度、先ほども申し上げましたように、アメリカの、たゞ一例では、ナショナルセキュリティアドミニス

加えまして、原子力の関連の技術、そして三つ目で、特定の化学剤、毒素ということで、これは化学兵器などに使用され得るものとしてその関連技術に着目した規制をするということでございまして。四番目が、エマーリング技術あるいは新聞技術と基盤技術と言われるものでございまして、この二つ支局によって担当してまいります。

市場に影響を与えないような形で設計をすることをしていただきたいと思いますし、また同時に、この法律は例えれば鉄道とか旅客運送なども対象となりますが、それは国土交通省が管理する、あと水道については厚生労働省、そしてまた通信などの事業については総務省ということをございまして、

用を行ふことをここでお願ひさせていたまきます。  
続ぎまして、事前届出免除制度が使えない業種として、武器製造、原子力、電力、通信ということが限定列举的に挙げられておりますけれど、例

におきましては、海外投資委員会というのか  
あつて、そこで海外からの投資を管理する、そし  
て事後にでもきちんと介入ができるようになつて  
いるということでござります。

これらの技術を保有する米国企業に対する投資について規制をすることを明らかにしているところでございます。

ただし、今申し上げましたエマージング技術基礎技術につきましては、現時点におきましては、

で、私がちっとも懸念しますのは、そういうお経済産業省は安全保障の関係でコムなどの管理をやっていますので情報はあるとは思うんですけど、そういう国交省とかあと厚生労働省みたいな業所管のところにもきちんと情報を行くよう

えは宇宙の分野や、あとサイバー七キユリティー、これ非常に貴重な重要な技術分野でござりますが、そういう分野など、日本の安全保障の未来を左右する技術を有する企業はほかにも多くあると思います。その中で実態に即した運用を行なうべきではないかと考えますが、その点についてお答えください。

○政府参考人(岡村健司君) お答え申し上げま  
す。

という法律がございまして、これで、何と申しますか、余り細かく限定しないでも、こういう重要な、安全保障上重要な技術に対してもは管理ができるというふうになつてござります。

このFIRMAの話を、説明を聞きますと、クリティカルテクノロジー、重要な技術、機微技術についてのアクセスが得られる投資であれば、全て安全保障レビューに対象になると。ですから、その技術にタッチができるとというふうに判断

一方、我が国におきましては、外為法の対内直接投資管理におきまして、機微技術ということでこの定義というものは形としてはないわけですが、これは輸出管理を担当する商務省などが中心となってどのような技術を規制するのかということについてただいま検討中でござりますので、今この項目については直接指定された技術はないというふうに認識しております。

財務省が公表しております資料で、事前届出免除の対象外とする業種の主要例ということで、御

された場合に、重要な技術にタッチができるといふうに判断された投資については審査の対象に

をみると、武器の製造、原子力、航空、宇宙な

案ができるという制度がござりますが、まだ日本にはそういう制度がない状況で、何を申し上げたかいかというと、我が国はやはり諜報機関がございませんので、やっぱりアメリカが持っている情報にアプローチしなきゃいけない。しかし、今の制度でいうとそのアメリカなどの情報に我々はアプローチできないということをございますので、非今そのような法制度の整備をやっていただきたいとをお願いしまして、私の質問を終わらさせていただきます。

本報制定にいふことは、予算を立てるにあつては、常に難しいのではないか。また、予算も跳ね上がりつゝ、またもやばらまき補正かと危惧せざるを得ない状況にござります。

麻生財務大臣におかれましては、政府の先頭に立つて被災者、被災地に真に必要な補正予算を早急に組み立てていただきたいと思うところでありますけれども、所見をお伺いをいたします。

○國務大臣(麻生太郎君) 台風いわゆる十五号、十九号等々の災害によりまして、これは広範囲に

うに思うんですけども、それは桜を見る会についてあります。

昨日、参議院の本会議で、安倍総理に直接、那谷屋議員から質問をさせていただきました。聞けば聞くほど疑問が湧き上がってくる、事実は一体どうなっているのかと。そのことをやつぱりしっかり解明するというのが今の国会の役割ではないかというふうに私は考えてます。

それで、加えて、昨日の午前に行われました衆議院の内閣委員会で菅官房長官が、桜を見る会についてあります。

○勝部賢志君 そのときの名簿はおありでしようか。  
○國務大臣(麻生太郎君) 今御答弁申し上げましたとおりなんですけれども、あの資料をいうものはそのとき残っていないというふうに聞いております。  
○勝部賢志君 それが非常に私は不可解といいます。どうか、昨日もそういう質疑があったたよんでありますけれども、普通は、そういう行事があつたり、案内した方々がどういう方々かという

○勝部質志君　おはようございます。立憲・国民、新緑風会・社民の勝部質志でございます。  
今日は、初質問の機会を与えていただきまして、諸先輩議員、同僚議員の皆様方に御礼申しあげます。

上 し 国  
県とかいうんじやなくて一都十何県に影響が出ましたので。

そういう意味では、先般の十一月の八日に予備費一千三百十六億円を使わせていただきまして、被災者の生活なりわいの再建を進めている

をしたりした人で、功労者あるいは勲章の受章者など合わせると合計六千人程度、そして、残りの九千人は、安倍首相の推薦が約一千人、麻生副総理や菅官房長官、官房副長官の推薦が約一千人、自民党関係者の推薦が約六千人ということを質疑

を受ける身の人間としては大事な資料なのではないかというふうに思うんですね。ですから、そういう資料が残っていないというのは、にわかにちよつと信じ難い状況ではありますけれども。もう一つお聞きしたいのは、この予算が約一千

興に向けて全力を傾注してまいりたいと思つて いるところであります。

そこでまず、全国的な台風災害、復旧復興のための補正予算について大臣にお伺いをしたいといふうに思いますが、安倍総理からは、経済対策の取りまとめを閣僚に指示されたということを聞いております。あわせて、十九日には、二階幹事長から、この補正予算の規模は十兆円を下らないのではないかというような発言もございました。

出てきておりますので、切れ目のない対策を講じて、復旧復興の取組を更に加速していかねばならぬというところが重要なんだと考えております。この補正予算の策定に当たりましては、これは今御指摘がありましたように、被災者とか被災地に必要な予算を盛り込んだものになるように、これは補正予算の中で、復興、また同時にこういったものも含めてしっかりと取り組んでいく必要があると、そのように私どもも考えております。○勝部賢志君 今大臣から御答弁ありましたよう

事務所に確認したところ、これは記録が残つてお  
りませんので正確なところは分かりませんけれど  
も、今年に関しては百人から二百人の間ぐらいで  
はなかつたかという話でありました。

○勝部賢志君　百人から二百人、まあ記録が残つ  
ていないということになりますが、しかし、これ  
は予定をした人数ではなくて、菅官房長官が報告  
をされた人数は一千人、副総理と官房長官、副官  
房長官で一千人ということなのですから、麻生  
副総理のところから百人、一二百人ということは

○國務大臣(麻生太郎君) 人数が増えたということと、関してどのように感じておられるかという御質問です。

○勝部賀志君 いや、予算が増えたということとあります。予算に併せて経費が三倍も掛かっているということであります。

○國務大臣(麻生太郎君) 桜を見る会につきましては、これまでその準備、設営に必要となる経費を前提に予算を計上してきたところだと思いま

た方々が安心でき、将来に希望が持てるようなく分からぬような世界経済の減退ですとか、あるいは東京五輪、そして消費税対策後の景気の立ち上がりがどうなるかなど、いろいろと算出したらいかがとうございます。

り、国民こそって賛成できるものだというふうに思いますが、是非早急な成立に向けて御努力をいただきたいというふうに思います。

さて、本題に入る前にもう一つお聞きしておかなければならないことがあります。是非、麻生副総理といふ立場でお答えをいただけたらというふうに思

されど、その数、間違いないということですけれども、その数確認させていただいて。ろしいですか、その数確認させていただいて。

○国務大臣(麻生太郎君) 私のところは私のところの分しか分かりませんので、その他のところは推計をされる以外に方法はないという、今の私の立場はそういうことにならうと存じます。

理の取りやめということになりましたので、これは取扱いを検討中だということになるんだという具合に理解をしておりますけれども。

今の御質問に関して言わせていただければ、人數が増えたことによつて、それを内容よりは私どもは言われたものに対し予算を編成するとい

ち込みも見込んだ予算をということになると、非常に難しいのではないか。また、予算も跳ね上

うに思ふんですけども、それは桜を見る会についてであります。

○勝部賢志君 そのときの名簿はおありでしようか。

う立場にありますので、それが今言われましたように、急激に増えていることについてどういうふうに、私どもはその内容を細目ちょっとつかんでいるわけではありませんので、今急な御質問ですから、どう思われるかと言われば、総理の御答弁にありましたように、運用に関しましては検討しなきやいかぬということで、来年は取りやめるということになられたんだと理解しておりますが。

○勝部賢志君 今年の予算要求は確かに五千数百万ということで今までより跳ね上がっているんですけれども、結果として、去年、おととしの掛かった経費が、私が申し上げたのは予算よりも三倍ぐらいになつていきましたという事実でありますて、そのことをどのように受け止めども、明快な答弁はございませんでしたので、改めてそれはどこかの場面で聞かせていただくこととして私は、やはり額の多寡ではなくて、そういうた、執行上、やはり三倍になるということは、何か要因があるのか、それが必要なのか、そうではない経費なのかといふうに思ひますので、そのことは申し上げておきたいというふうに思います。

○國務大臣(麻生太郎君) 総理の一連の答弁の中で、基準が曖昧ではないかなどの御指摘を受けま

す。

○國務大臣(麻生太郎君) 総理の一連の答弁の中

で、様々な方々を招待する中で年を経るごとに招待人数が多くなってきたという点には反省をし

ております。そこで、本題に入させていただきます。  
○勝部賢志君 野党会派では、この桜を見る会についての追及本部を立ち上げて、現状をしつかり把握をし、事実を明らかにし、そして問題点をしつかり追及したいというふうに思つておりますので、引き続き機会あるごとに質疑をさせていたたきたいというふうに思つています。

さて、本題に入させていただきます。

外為法並びに外国貿易法の一部を改正する法律案ということで、私にとっては初学者ゆえに言わずもがなの問い合わせるかというふうに思ひますけれども、よろしくお願ひをしたいというふうに思ひます。

我が國の為替管理、貿易政策の変遷を振り返つてみると、戦前戦中期から戦後再建期には全面的な管理政策がしかれてきました。一九四九年には一ドル三百六十円の單一為替レート、そして本

I.M.F.、世界銀行へ加盟をする、あるいは外為法予算が廃止され、そしてO.E.C.D.に加盟していく

という、いわゆる管理政策から原則自由化政策に転換されてきたわけであります。まさに我が国は戦後の復興と経済復帰の道を一步一歩歩み進めた歴史の証人のような法改正の経緯と言えると思ひます。

しかし、あわせて同時に、そういう貿易やあるいは経済復帰の道を歩みながら、日米貿易摩擦が昨日答弁されたということなんですかれども、そのうちの約九千人がそれぞの、総理や大臣、官房長官、副総理などからの推薦で、残り六千人が自民党関係者の推薦ということで、この数を見ると、やはり自民党あるいは一部の人たちの公金による公的な行事を私物化したと言われても私はこれ仕方がないのではないかなというふうに思ひますけど、このことを含めいろいろな問題について副総理の見解をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(麻生太郎君) 総理の一連の答弁の中の流れの中にあって、特に物と金の膨大な流れを、自由を基本としながら、国益、公益の観点か

ら適正な流れを推進、維持していくための法律と言えると思います。

しかし、先ほど藤末議員からもありましたよう

に、健全な経済の発展と併せて、それが規制を受けることによって投資が冷えていくのではないかという心配もあり、なかなか難しさを抱えた運用

だらうというふうに思つてますが、そしてあわ

せて、今の日本の状況を見ますと、市場でどのよ

うになっているかというと、アジア新興国等の経

済成長に伴い市場は相対的に縮小して、国際的な活動拠点としての地位も喪失してきている。政府はそのような状況を鑑みて、特に対日直接投資については倍増ということで、十七・五兆円から三十五兆円を目指に各関係省庁それぞれ取組をして、そのような経過や現状を踏まえて、以下、お聞きしたいというふうに思ひます。

そのような経過や現状を踏まえて、以下、お聞きしたいというふうに思ひますけれども、まずは、外為法に基づく事前事後を含めた全ての届出数と、審査処理数などはどの程度あるのか。また、記載の不備等ではなくて申請が却下された件数などはおりなのか。また、売却等の措置命令が下された件数はどうのようになつてているのか。

あわせて、ちょっと時間がありませんので、併せてお伺いしますけれど、外国人あるいは外國法人の情報などをどのように入手、管理しておられるのか。本改正案でも、各機関との協力の体制強化と、こう記されているんすけれども、他の国からの情報を得るというのもなかなか難しいところがあろうかと思ひますけれども、どのような機関と連携をしていくかというふうに考えておられるのか。

○政府参考人(岡村健司君) お答え申し上げます。まず、外為法に基づく足下の届出審査あるいは事後報告、こういった件数のお尋ねがございま

すが、足下三年間で、二〇一六年度が六百六十五

件、一七年度が六百十二件、一八年度が五百九十四件、約六百件程度という件数でございます。ま

た、事後報告の件数でございますが、これは、二

〇一六年度、二千五百七十八件、一七年度、三千

四百四件、一八年度、三千六百三十九件という

ことで、二千から三、四千という、そういうた

べルでございます。

それから、申請を却下するという制度はございません。

それから、お尋ねがありました対応というか中止命令が行われた件、これは、御指摘がありまし

たが、イギリスのファンドに対する中止命令とい

うもの一件だけでございまして、それから、中止

命令に従わないというものについて事後的にその

株式の売却を命ぜるといった措置命令。これにつ

いては適用例はございません。適用例ゼロでござ

いません。

それから、お尋ねがありました対応というか中

止命令が行われた件、これは、御指摘がありまし

たが、イギリスのファンドに対する中止命令とい

うもの一件だけでございまして、それから、中止

命令に従わないというものについて事後的にその

株式の売却を命ぜるといった措置命令。これにつ

いては適用例はございません。適用例ゼロでござ

いません。

それから、お尋ねがありました対応というか中

止命令が行われた件、これは、御指摘がありまし

たが、イギリスのファンドに対する中止命令とい

うもの一件だけでございまして、それから、中止

命令に従わないというものについて事後的にその

株式の売却を命ぜるといった措置命令。これにつ

いては適用例はございません。適用例ゼロでござ

いません。

それから、お尋ねがありました対応というか中

止命令が行われた件、これは、御指摘がありまし

たが、イギリスのファンドに対する中止命令とい

うもの一件だけでございまして、それから、中止

命令に従わないというものについて事後的にその

株式の売却を命ぜるといった措置命令。これにつ

いては適用例はございません。適用例ゼロでござ

いません。

となりますが、アメリカでありますと、例えば

影響はないのか、お伺いしたいと思います。

対米外国投資委員会、C F I U Sの議長を務めておりますアメリカの財務省といったことになります。

○政府参考人(岡村健司君) お答え申し上げます。

し、各国でその対内直接投資の審査プロセスに携わる当局を想定しているところでございます。

○勝部賢志君 今御答弁をいただいたアメリカの対外調査委員会、その委員会は物すごく大勢の人たちで対応されているといふふうに聞いています。今の財務省の中で、今回のその申請に対する調査ですか。点検など、何名ぐらいの体制でやられることになっているんですか。

○政府参考人(岡村健司君) お答え申し上げま

す。

対内直接投資審査に係る財務省の人員でございまます。これは、今回の法改正等に携わる人員も含めまして十五名でございます。これは私ども財務省の話で、各事業所管官庁にも審査ということで、五名の外数ということです。であれば担当官がござりますので、これはこの十五名の外数ということです。連携して審査を行つて

○勝部賢志君 いずれにしても、しっかりといたしましたが、非常に厳しい中でおやりになつておられるというふうに受け止めておりますが、そういう意味では、体制の強化ということも必要でないかというふうに感じております。

それで、次にお伺いいたしますけれども、五月の二十七日に外為法に基づく対内直接投資に関する改正告示がなされ、事前届出が必要な対象業種が拡大され、国内の大半のベンチャー企業が関わるソフトウェア開発等とかインターネットを利用した事業が事前届出対象業種に追加指定されたと、八月の三十一日から施行されているといふことで、影響があるのではないかというふうに思つていて、影響があるのではないかというふうに危惧をしているところなんですが、現状どのように推移しているのか、影

されているというのが現状でございます。

○勝部賢志君 要は、そういう政令によって対象業種が拡大されていくということが行われるわけですから、今回、この外為法の改正をするわけですが、私はちょうどこの委員会で議論をしているわけで、私はちょっと素朴な疑問として、そういうその対象業種を広げて、しかもいろいろ意見があつたものに対処する法律の改正ということであれば、やはりこの委員会で同時にそういうことを一緒に議論をすべきことではないかな、国会的な議論が軽視されることにならないんだろうかといふふうに思えてなりません。

○政府参考人(岡村健司君) お答え申し上げます。

現場で具体的にどういう影響が出ているかといふことにつきましては、施行後まだ日が浅いものですから、それに直接のお答えではないのかもしれません。関連業界の方から具体的な要望を頂戴しておりますので、それが反応ということで私どもの認識していることのお答えになるのではな

いかと考えて御紹介申し上げます。

八月の指定業種にサイバーセキュリティー関連業種を追加したということに関連いたしまして、ベンチャーキャピタルファンド関連の業界団体から、まず、現行制度では、スタートアップ企業に投資する際にファンドの出资者の中に一部でも海外投資家があれば、これは届出義務がファンドの出资者、個々の投資家に掛かっているのですから、外為法の事前届出を行わないと投資ができないということになるので、これが制約になるといふ点でありますとか、あるいは外為法令の制度を

このまま放置しておくと国内のスタートアップ企

業への投資が停滞するという点でありますとか、あるいはファンドへの規制が会社と平仄の取れた形になるような法改正をお願いしたい、というよう

な要望がなされているところでございます。

そして、今般、こうした要望を踏まえまして、今般の法改正の御提案、お願いで、外国投資家が法人である場合とファンド、組合である場合と平仄を合わせまして、届出義務を個々の組合員ではなくてファンダ自体だけに課すという制度改正、

それから、投資判断を行います無限責任組合員、ゼネラルパートナー、G Pが外国投資家でない場合であつて、かつファンドの外資の出資比率が半分未満の場合には届出義務を課さない、国内法人

だから、投資判断を行います無限責任組合員、ゼネラルパートナー、G Pが外国投資家でない場合であつて、かつファンドの外資の出資比率が半分未満の場合には届出義務を課さない、国内法人

いたと思います。

○政府参考人(岡村健司君) お答え申し上げます。

铭柄のリストにつきましては、本法案通ります。

ただいた後でございますけれども、その施行のと

きまでにというのがタイムフレームでございます

し、誰がということにつきましては、財務省と事

業所管官庁がということです。どんな

手法、基準でどういう点につきましては、各企業の

定款ですか。有価証券報告書に記載されておりま

す事実関係、事業の内容といつた事実に基づきま

して、また、企業への調査、照会、意見交換、こ

れは極力負担にならない形でということでござい

ます。しかし、枠組みは法律として今議論をしています

けれども、対象業種などはこの後政令で示すとい

うふうになつてているんです。ですから、先ほど来

ちょっとと御意見ありましたように、どこが対象に

なるのか、どういうふうな基準でやるのか、そこ

が分かりにくいので早く教えてほしいという声も

あるということですね。

それで、例え過去振り返ってみますと、本

法が制定をされた昭和二十四年十一月の第六回の

国会の審議では、今お話をした下位法令委譲部分

などが非常にこの法律は多いと、しかも重要なあ

るという観点から、政令案等については、準備で

きているもの及びその要綱等を提出をして、この

国会、委員会で議論をすべきだと、そういうこと

で政府にその提出を求めたという経過があるよう

でございます。

ですから、本来的にそういう情報などをできる

だけ早くこの委員会にも報告をいただきたいです

し、あわせて、これから示そうとしているその対

象業種あるいは審査基準、そういうものについ

て、私はできるだけ早くお示すべきだといふ

うに思つていて、投資家が安心して届出の要否を

容易に判断ができるよう銘柄のリストを作ると

いうようなことも含めて、いつまでに、誰が、い

かかる基準に基づいて、どれだけの企業の銘柄の

リスト化を今しようとしているのか、お伺いした

問題について言及しましたが、ホワイト国から韓

国を除外した政令改正も、これも私は同様だなと

いうふうに思っています。重大事項が国会の関与なく政府の独断で進められているということに大変危惧しているところであります。しかも、政治的な意趣返しが国家安全保障を大義名分に行われているのではないかとの疑念は様々指摘されております。国家安全保障があらゆる基準よりであります。国家安保が本ルールの適用除外のオールマイティーカードとして使われているのではないかという危惧も私自身しているところであります。

また一方で、国家安全保障は、防衛、先端技術分野のみではなく、外国資本による、先ほどもちょっとお話をありましたか、水の源地、水源地の買収問題などについて、国民生活、安全保障問題として防衛策の必要性が問われているにもかかわらず、水道事業については外国資本も含む民間企業に門戸を開く水道法の改悪がこれ行われてきました。また、食の分野でいいますと、高級ブランドの和牛精子やあるいは果物の種子の海外持ち出しについての今規制が検討されているという一方で、食料安全保障の要である米の源となる種子は超巨大海外資本を含めた民間に開放してしまっています。これらに端的に示されている政府の姿勢に、私は矛盾を感じざるを得ません。

また、A国なら何でもオーネー、場合によってはB国やD国やF国でもオーネーと、しかしC国やK国は駄目だというダブルスタンダードの御都合主義も透けて見えてきているという状況であります。戦後日本の復興と発展を支えてきた自由貿易の基本に対し様々な懸念が広がる昨今、麻生大臣におかれましては、異なる本法の理念に基づいた透明かつ適正な執行を強く求めたいと思いますし、私も引き続き議論をしてまいりたいと思います。

先ほどお話をした体制整備の必要性も含め、大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) 御存じのように、敗戦した後の日本とドイツ、これ大量の領土を失つておりますので、それにもかかわらずこれだけの大きな経済大国にのし上がれた最大の理由はこの自

由貿易のおかげです。これ以外の何物でもないと思っておりますけれども。

最も自由主義経済と自由貿易の恩恵に浴した国のが何とおっしゃろうとそれが事実だと思っておりますので、自由とか公正とか無差別とか、いろんな表現がありますけれども、開かれた市場とかマーケットとか、こういった競争条件、自由貿易というものの基本原則というものにつきましては、これは今年の日本G20の議長下でも明確にこれを確認をさせていただいておるというところだと思います。

この外為法もいわゆる対外取引が自由に行われ促進していくために、我々としては、御指摘の運用というものを今度は心掛けていかねばならぬところだと思つております。

○勝部賢志君 終わります。

○川合孝典君 立憲・国民、新緑風会・社民の川合孝典でございます。

麻生大臣には、一年ぶりに財金に戻つてしまつました、またこれから一年間、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

大変重要な法律改正であります、審議の時間がまだほとんどないということで深掘りすることができないこともありますので、時間の関係もありますから早々に始めさせていただきたいと思います。

今回の外為法の改正の目的としてのいわゆる安全保障、國の国家安全保障の観点からの規制強化ということの、その方向性については私、十二分に理解をいたしております。ただ、外的的に、今回

とが、先ほどの藤末委員の、別の法律、立法体系でもつてきちんと規制するべきじゃないのかといふ意見にもつながつてくるんだろうというふうに思つております。いわゆる安全保障を守るといふこととともに、いわゆる対内直接投資、投資をいかに拡大させていくのかという、非常にこれ難しい問題だなということを今回法律の中身を検証させていただく中で感じてまいりました。

その中で、やはり注意すべきは、規制は掛けられその場で何とか止めることができるわけですが、投資の部分というものは、マインドが冷え込んでしまいますと動きが取れなくなつてしまふ、一旦逃げたものはなかなか返つてこないということがありますので、実際にこの届出対象の見直しが、投資強化ということによつてどのような影響が生じるのかという、いわゆる実務的なことも含めて少し検証させていただきたいと思います。総論の部分は、先ほど藤末先生がやらされましたので、もうやめることにいたします。

麻生大臣にまず冒頭御確認させていただきたいのですが、この今回の法律改正によって麻生大臣が守るべきであると思っていらっしゃるものは、モニターグリットは何だと捉えていらっしゃるのかということをお教えいただけないでしょうか。○国務大臣(麻生太郎君) 今、この法律に書いてありますように、いわゆる、先ほど藤末先生の御質問もありましたけれども、日本として守らなければならぬ産業とか、外国等我々の同盟国でもないところからいろいろいろな話もいっぱい出てくる可能性はあるわけですけれども、少なくとも、例えば武器関連とか原子力とか電力とか、そういうふうなものに関しては極めてセンシティブに対応せねばならぬというところだらうと思つております。

○川合孝典君 対象のお話が出ましたので、この範囲をどう設定していくのかということについてちょっと細かい話を聞かせいただきたいと思いますが、政府参考人の方で結構ですので、お答え

いただきたいと思いますが。

例えば、外資系の企業であっても、本邦日本の国内で企業活動を行つていて、その利益を日本で留保している場合、その日本に留保している資金を使って買収等の行為を行うということになった場合、これは対象になるんでしょうか。

○政府参考人(岡村健司君) お答え申し上げます。

資金の出所が何であるかということは外為法の規制の考慮の要素ではございませんので、出所と申しますか、その源泉が何であるかということは、これまで買収等の行為を行つていうことではあります。つまりボーダーを越えて外国投資家が投資をするという、株を購入するということであれば、それは対内直接投資等に該当するということです。

○川合孝典君 ということなんですよ。

ということで、いわゆる外資系企業若しくは外国の意思がどう日本の安全保障上のセンシティブな情報や技術に対してアクセスするのかとということについて、今回の法律立てで果たして本当にきちんと守れるのかということについてはジレンマがあるという事実ですね。

このことを踏まえた上で、どうリスト化していくのかだとどう規制するのかということの議論がありますように、いわゆる、先ほど藤末先生おっしゃったようになればならない産業とか、外國等我々の同盟国でもないところからいろいろいろな話もいっぱい出てくる可能性はあるわけですけれども、少なくとも、例えば武器関連とか原子力とか電力とか、そういうふうなものに関しては極めてセンシティブに対応せねばならぬというところだらうと

りぎりの取引を開拓していくらっしゃるようないわゆるベンチャーキャピタルとかいわゆるスタートアップ企業、こういうところにとつて、この五日機動的に投資できないということ自体が言わば命取りになるのではないのかという指摘が実はござります。

○川合孝典君 今大臣が御答弁いただいたことに付随して、更問い合わせることなんですが、そうしますと、日本のLPSに外国人投資家に今回該当するGPIがいる場合には事前届出義務は生じるという理解でよろしいでしょうか。

しますので、個々の組合員、GP、LPの届出義務といふものはなくなるということで御理解賜れ

おきたいと思 います

おきたいと思います。  
ちょっと、時間があつという間になくなつてき

しますので、個々の組合員、GP、LPの届出義務というものはなくなるということで御理解賜れば存じます。

おきたいと思います。  
ちょっと、時間があつという間になくなつてき

この点につれてどう御認識されてあるのかといふ

す。

「二正」を意味するわナでありますので、そこ迄

おきたいと思います。  
ちょっとと、時間があつという間になくなつてしま  
ましたので幾つか準備した質問飛ばして、質問の  
二のところの、いわゆる技術、人材の部分につい  
て、これは経済産業省さんだと思ひますが、質問  
させていただきたいと思います。

うことをお伺いしたいと思います。  
○国務大臣(麻生太郎君) 現行のいわゆる外為法では、このベンチャーファンドとかについては、これ、ファンドそのものではなくて、ファンドに出資する個々の外国投資機関、投資家がそれぞれに事前届けを行う必要があるというのが、これが現行法であり、御存じのとおりです。そのため手続によって投資家の負担になりますが、自然と

○川合義典君　日本のL.P.S、昔と違つて今は、  
要はファンドをつくる場合に、最近はいわゆるL.  
P.を組成して、このL.P.が日本のL.P.SのG.  
P.になると、こういうケースが頻繁に行われ  
るという形になつております。したがつて、L.P.  
とG.P.がはつきりと分離されていない状況の中で、  
いうことでござります。

○政府参考人(岡村健司君) お答え申し上げま  
い。

○委員長(中西祐介君) 速記を起こしてください。  
〔速記中止〕

○委員長(中西祐介君) 速記を止めください。どう判断するのかというのが今の御説明だけだとカバーし切れるのかなというのが実は素朴な私の疑問なんですよ。この点はいかがでしようか。

○委員長(中西祐介君) 速記を止めください。

けるのかなどということにターゲットを当てた、株式のやり取りをどうするのかということの議論にある意味終始しておるわけでござりますけれども、技術を守るために、技術が海外に流出しないようにするためにということに注目行き過ぎて、その技術をいわゆる構成する部品や技術を持つてはいる中小企業ですとか、そういうところの技術を保全するということについての議論は全くないわけで

ですが、スタートアップ企業の適時の資金調達というものの関しましては、これは支障が出る可能性があるとの御意見も、これよく頂戴しているとおっしゃります。

出資組合 자체がGPになつてゐるといったようなケースになった場合に、例えばですよ、例えば、その中に外国人投資家に該当する人が含まれている場合どうなるのかといったようなケースや、居

LSPがGPになる場合ということにつきましては、GPがその組合の外国投資家に該当するかどうか、外国投資家が否かどうかという基準について述べます。

すよね。要は、親会社が作っているプロダクツ、最終製品を守るということとは別に、中小企業の技術をどう守っていくおつもりなのかということ、このことが同時並行で行われないと基幹部品

したがいまして、今回の改正では、外国投資家が法人である場合には、外国投資家が法人ということの場合を考えて、届出義務を個々の出资者で

住要件が、元々日本にいた方が海外に移住して出資を行つて いるといったような場合なんかは、これもやっぱり届けの対象になるのだろうかといふことについていかがでしようか。

きましては詳細を政令で定めるところといたしますので、そこで明確に定めるとどうかと参考しておきます。

が何か海外に流れていくということにもなりかねないわけでありますので、この点、どのように御認識なのか、お聞かせください。

いただいております。これによりまして届出が  
ファンドそのものに一本化されるということにな  
りまして、その点はかなり簡素化されると思つて  
おります。

○政府参考人(岡村健司君) お答え申し上げます。

先生おっしゃられている点ということで、所有関係とかが錯綜するではないかということだと思

務上非常に重要な手続が物すごく煩雑になるかもしない、時間が掛かることになるかもしないような課題というのがまだ全く明確になっていないということが市場に不安感を与えていたといふ

ただいま中小企業が主として担うような部品や材料についてどのように技術を管理していくのかという御指摘がございました。

届出義務が課されていたということを、これまでで、あれば現行の制度では個々の組合員にして大きな負担の軽減になつてきているという前提だと考えております。

その上で、個々の外国投資家が組合員であるところに課されていた、数で效えますと多くの届出義務が組合ということに一本化され、そして、その組合に届出義務が課されるかどうかという点の判断基準が、GPが外国投資家であるか、あるいは外国出資が五〇%という、そこだけで判断いた

事実でありまして、そのことの指摘をさせていた  
だいたわけでありまして、結局、その仕切り方に  
よつて、例えは新たな投資案件が出るたびに、日  
本のいわゆるベンチャーキャピタルの例えはG.P.  
が、海外のLP、有限の責任組合員に対して届出  
協力を要請しなければいけなくなるのではないか  
かという、そういう懸念の声が上がつているとい  
うことがあり、今回指摘させていただいたとい  
うことであります。

この点について市場関係者の方々に不安を与え  
ることのないよう、今後、いわゆる政令や細則  
等を決めていただきたいということを申し上げて

は、いわゆる最終製品だけではなくて、それを製造するために必要な材料や部品でありましたり、あるいは製造装置といったようなものも管理の対象にしております。その意味で、大企業が中小企業であるかということに着目するのではなくて、それが規制対象の品目であるかどうかに着目をして管理をしております。

したがいまして、これ、輸出管理でもそういつた部品や材料を扱う中小企業が申請をされることもございますし、投資管理におきましても、先ほど申し上げましたとおり、輸出管理で対象となつ

ている技術を保有する製造業、あるいはその他の企業もこの投資管理の対象になつておりますので、外為法という側面からもこういった中小企業の技術を管理する仕組みを用意しているというところでございます。

○川合孝典君 心配しているのは、一見関係がないようでは実は非常に重要なものであつた、要は、その規制対象となつてある企業の取引先が全て規制対象になるのであれば全部カバーできるわけですが、それでも、そうでない場合には要は抜け落ちが生じる懸念があるのでないかという素朴な疑問なんですよ。大丈夫だということによろしいですか。

○政府参考人(飯田陽一君) お答えいたします。御指摘の点、私どもも十分な問題意識、共有と言ふと失礼な言い方かもしれません、同じような問題意識を持つております。

このため、中小企業に対しましては、まずはこの規制の内容を十分に御理解いたぐく、要は、御自身が使っておられる部品や材料や装置というものが規制対象になつているということを十分に認識していただきことが大事だということふうに考えておりまして、そのような観点から、私ども、全国各地で説明会を実施をすることは当然のことといたしまして、社内の管理体制をこれから整備しようと、あるいはその運用を改善しようということを希望する中小企業に対しましては、個別にこの安全保障貿易管理の専門家をアドバイザーとして派遣をしております。

加えまして自分で意識するということだけを、企業の自助努力ということだけに済ませては技術は守れませんので、ちょっとと言葉は適当かどうか分かりませんが、プッシュ型ということで、私どもとしても様々な技術、重要な技術を扱つている中小企業はどういう中小企業があるのかといふふうに思つておりますし、その結果、把握した企業に対してもこちら側からアプローチをして、注意喚起あるいは協力を要請していきたいというふうに考えております。

うに考えております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

もう一点、別の切り口なんですが、企業買収の問題とは別に、企業は守れても、これはあくまで規制対象になるのではないかというふうな問題には、まだ今までございません。

これが、言わば守りという視点でございまして、これに加えまして、現在、政府におきましては統合イノベーション戦略ということで今後のイノベーション戦略の方向性を政府一体となって進めているところでございますが、その中で、我が国の科学技術全体を見回しまして、今後伸ばすべき分野や補うべき分野というものを明確にいたしまして、それらの分野に予算や人材を集中的に投入するということで、関係省庁一体となつて取組を進めるということにしておりまして、こういう中でそういった技術を担う研究者あるいはエンジニアが活躍の場を得られるように政府としても取り組んでまいりたいと、このように考えております。

これを重要技術として、営業秘密として管理している場合に、退職された方がそれを海外において、海外に対して流出させた場合については刑事罰の対象ということにしておりまして、平成二十七年の法改正におきまして、海外での使用を目的とした不正な行為というのを重罰化したところでございます。

それが、言わば守りという視点でございまして、これに加えまして、現在、政府におきましては統合イノベーション戦略ということで今後のイノベーション戦略の方向性を政府一体となつて進めているところでございますが、その中で、我が国の科学技術全体を見回しまして、今後伸ばすべき分野や補うべき分野というものを明確にいたしまして、それらの分野に予算や人材を集中的に投入するということで、関係省庁一体となつて取組を進めるということにしておりまして、こういう中でそういった技術を担う研究者あるいはエンジニアが活躍の場を得られるように政府としても取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○川合孝典君 是非頑張っていただきたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君)

これは外為法とは全く関係ない話なんですね。まず最初にそれだけお断りを申し上げておきます。

○国務大臣(麻生太郎君)

生、これは誠に正しい、正しい指摘なんで、少なくとも大学を例に引きますと、国立大学と言われたものが独立大学法人というものに変わって、あのときは文教部会長ですか、二十数年前にこれ変えて、東大等々が独立大学法人に変わつていつて、随分と変わさせていただいたおかげで、いろいろ、今人口がどんどんこれだけ減つているのに何で大学こんな増えるんだと、おかしいじゃないかというような意見は當時随分ありましたし、国立大学ばかりに金が偏り過ぎているじゃないか、私立にもっと金を回すべきじゃないとか、まあ當時はいろいろな話がこれ与野党問わずいろいろ出てた時代だったと記憶をしています。

そういう中において、国立大学というものをやめて独立大学法人に変えさせていただいて、いわゆる海外におけるように、特にアメリカがそう

○政府参考人(飯田陽一君) お答えいたします。今御指摘ございましたように、いわゆる人の移動に伴つて技術が流れるリスクがあるということにつきましては、国際的な共通認識になつております。これに對してどのように対応していくかということことで、二つの側面からお答えしたいと思ひます。

一つは、技術流出を防止するという観点、一つは、今委員から御指摘がありましたように、その活躍の場をしっかりと国内でつくっていくという二つの側面から対応していくといふことです。

技術流出防止対策につきましては、先ほど申し上げましたように、安全保障貿易管理の中でおきましても、その方が保有している技術というものが安全保障上の技術に当たる場合には、その海外への提供について外為法上の許可を取つていただけます。

今あるもの、これは既に存在しているものをどう守るのかというこの議論がどちらかというと、今政府の議論には比重を置かれていると思うんですけど、次世代のイノベーションのために何をするべきなのかというのは、やっぱり人材の育成だ

とか、技術者が優秀だ、若しくは将来有望だと思われる技術者を今のうちからどう育てていくのかというところに尽きると思っていますよ。

麻生大臣、もうこんなことは軽視に説法のようなお話かもしれないんですけど、御承知のとおり、この三十年間、日本の科学技術予算はほとんど変わっておりません。そうした状況の中、中国やアメリカは十倍と言わずに桁違いにやつぱり研究開発費が伸びが来ております。ノーベル賞が、まだ今の時点では日本人のノーベル賞受賞者が出ておりますけど、これはあくまでも二、三十年前の成果に対する賞という意味でなければ、今後も株式の話にとどまつてはいるわけであります。

そのいわゆる安全保障上重要な技術を開発した工

ですけれども、大学に対する、いわゆる企業、個人、もちろんですけれども、そういうものの寄附がどんどん集まって、その寄附が、ほとんどの大学の中における研究開発の金はそこから生み出されておるというのが現実ですけど、国立じゃやれができませんから、そういう意味でやられて、今大きく変わりつつあるのが多分東大だと思います。

東大というのは卒業生の余り母校意識のない学校の一つだと、僕はそう思っていたんですねけれども、最近はその点はちょっと変わってきております。間違いない企業の独立大学法人東京大学にして、対する寄附は他を、群を抜いておるという形になつてきております。その成果は出てきておるんで、ノーベル賞なんていうのは、大体東大で取つた人は佐藤栄作以外いませんから、ほとんどは京大です。あとは川端康成ぐらいですかね。ほとんどの方は、これまでに大体京大が圧倒的だつたんだと記憶していますけれども、そこに東大もでき始め、このところニユートリノ等々のものが出てくることになつてきているというのは事実なんですねけれども、いずれにいたしましても、そういうふうなもので、国の金以外いろんなものがもっと入らせるようにするということに、寄附といふものに關して、もうちょっといろいろなものが入つてくることを考えます。

御承知のとおり、近年、日本で外国人が土地取得を行う事例が大変増えてきておるわけでございますが、日本のいわゆる土地の所有権というのは非常に強力な権利でありますので、一旦取得してしまいますと、まあ言い方が適切かどうかは分からんけれども、そこを治外法的に権利が守られるということになるわけであります。そのことの結果として、水源や森林や鉱物資源といったもののいわゆる保全が損なわれているのではないかということの指摘がここ近年なされていけるであります。

○川合孝典君 丁寧に御答弁、急に振ったたにもかわらずしていただきまして、ありがとうございました。  
直接外為法には確かに関係ないことではあるんですけれども、要は投資が、対内直接投資が増えか増えないかというのは、投資すべき魅力的なものがあるかどうかがそもそも問われておるわけでありまして、そのための環境をどう整えるのかということは、これ、実は関係ないようでいて密接に関わっているということの問題意識があつたので指摘させていただいたということです。  
なお、京大だけとおつしやいましたけど、名古屋大からも出ているよという声が出ておりますので、申し添えさせていただきたいと思います。  
時間なくなつてまいりましたので、最後に、土地取引に関する件について指摘、ちょっとと問題認識をたださせていただきたいと思うんですけども。

もによる考では、土地取引、外国人による土地の取引、特に水源地とか、大きな港のすぐ裏とか、万景峰号が着くところの真横とか、いろいろこれは例があるので、これまでも、そういうた意味で、私どもは、これは本質的な課題について懸念たと思ひますので、これは政府全体として懸命に考えていかないかぬところだと思つております。

本の中に住んでいる外国人がその土地を買った場合、外為法の対象は全く関係ありませんから。だから、この話は、少なくとも今の問題意識は全く正しいと思いますけど、これを外為法でやろうといふのは無理があります。別の法律を考えないといかぬということなんだと思いますので、そこが大事なところだと思います。これはほかの委員会がちゃんとやらなきやいかぬのですよ、これは私は本当にそう思いますね。この話は前から出ている話ですから、これは。我々は、外為法でやるのはおかしいと申し上げ続けてきたのは我々です。

しかし、とにかく外為法だけ、それでできる範囲のことは今回のこれでかなりステップ前に出させていただきましたが、その他の面でこれは考えていただかないかぬところなんであって、新たな外資規制というものは、これは国際ルールでいろいろな問題を起こしますので、少なくとも私ども

りますので、そういうふた懸念の声を少しでも払拭できるような質疑をしてまいりたいというふうに思つておりますので、よろしくお願ひをいたします。  
まず冒頭、大臣にお伺いをいたします。  
改めてになりますけれども、今回、このタイミングでこの外為法を改正するに至つた背景、その改正の必要性について確認をさせていただきたいと思ひます。

○國務大臣(麻生太郎君) いわゆる外国為替、外為法の話ですけど、大前提は、これはもう何と云つたって投資の自由です。これが大前提として

だから、そうした切り口から、外為法でなくて私はきちんと規制、整理することができるといふうに思つておりますし、今きちんとこのことを議論しないと将来に大きな禍根を残す可能性があるということを、最後、問題指摘させていただきますまして、私の質問を終わらせていただきまことに、ありがとうございます。ありがとうございました。

○杉久武君 公明党の杉久武でございます。

今回、外為法改正につきまして、通告にしたがつて順次質問をしてまいりたいと思っておりました。

既に今日これまでの先生方から出た質問と一部重複する部分もあるうかと思いますが、いろいろと私自身もこの法律案について、特に安全保障の観点からの必要性は十分にある中で、やはり外国投資家から、今回、やっぱり規制のやり方が大きく設計図が変わったという私も印象を受けておりまして、その運用について様々懸念の声も出てお

て、三十年ぐらい先の話をまた考えないかぬといふ話をしておられましたけれども、私どもとしては、そういうたやうなものを含めまして基礎、いわゆる応用物理とかいうんではなくて基礎物理学、そういうたやうな科学というものにきちんととした対応ができるようなことを今後とも考えていかねばならぬということを、私ども基本的にはそのような考え方を守つております。

のかということ、外為法で土地取引は取得の届出をするということだけにとどまっているという点、これがございますので、これについての問題意識をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) 外国人によります土地取引等々の話になりますけれども、これは極めて重要な政策課題なんだと、私どもそう思つておりますが、これま、外為法でやるのは、そもそも日

したいと思います。  
時間が参りましたので、これで終わりたいと思  
いますが、私自身のこの問題に関しての問題意識  
は、外国で日本人が土地取得に関する権利が制限  
されている場合に、その当該外国人が日本で土地  
の権利を自由に取得できるということを認めると  
理的 理由があるのかどうかという、こここの部分な  
んですよ。



いは意見交換を通じまして、その実態をしつかり把握しながら作成していく予定でございます。

それで、三分類に該当する企業数についてどうぞ見込みなんだとお尋ねでござりますけれども、これはもちろん、あらかじめ枠でありますとか配分数と、配分比率といったようなものを設定するというのではありませんのですから、今の段階で確たることを申し上げることはちょっとできない状況でございます。

○松久武君 あわせて、今のこのリストについて、いずれにしても、リストが公表されてこの銘柄はどこに入るというのには分かると思うんですが、このリストに基づいて外国投資家が投資することによって免責をされるのか、それともあくまで参考情報であつて、最終的な責任は個別に判断をしなきゃいけないのか、ここ非常に重要な問題でありまして、やはり一%という閾値というのは、これまでの一〇%と比べると容易にこれ超えることが想定をされますので、その部分についてお考えをいただければと思います。

このリストに従つて行動した投資家の免責についてでござりますけれども、そもそもこのリストを作成し公表する目的と申しますのは、外国投資家が届出の要否を容易に判断できて、投資に障害効果を与えない、そして我が国に安心して投資ができるようにするという、それが目的でござります。したがつて、この投資家への安心付与という趣旨を踏まえた運用とする所存でございます。

なお、仮に海外投資家が、先ほどのお尋ねで御答弁いたしましたように、リストを悪用するような意図があつて、それで、意図というか、リストを悪用して事前届出対象と知りながら無届けで株式の取得等を行う場合、こういう場合については、その是正のための、悪用に対しては是正のために必要な措置を講ずることができると考えてござります。

○杉久武君 続いて、投資主体についてのお話を

いうのは、先ほど申し上げましたように二点、国内トヨタ車の年々の売上高に基づいて、販売台数を二つ評定する。

銀行が外国の投資家を顧客に持つ場合、誰が届出の主権者であるか、二つの点についての確認をしなくてはならない。

したいと思します。今、対象銘柄ということで三つに分類をすると、いうところでありますけれども、今回、事前免除という角度からいいますと、対象銘柄にかわらず免除をされる、こういった主体があります。それが外国証券会社が自己勘定で行う取引や、外国銀行、外国保険会社及び外国運用会社が行う取引は、これは全て対象銘柄にかわらずとい

内々の業況等の法令に基づき、当局がその存否や活動をしつかり把握できるか否か、それから、その取引が国の安全等に係る情報窃取であるとか、事業活動の譲渡、廃止を目的としていないと言えるかどうかということから具体的な線引きをしていくということになろうかと思います。

それから、もう一点、高速取引行為、HFT業者についてのお尋ねございました。

○政府参考人(岡村健司君) 外為法における届出義務でございますけれども、取得する株式の所有権を有する者にその届出義務が課せられるというのが基本でございます。国内の運用会社や信託銀行が外国投資家を顧客に持つ場合の届出対象についても、所有権をどこが持つかという点から判断の主体となるのかこの点についても御説明をいたいと思います。

ことで、このリスト、さつき言つたリストとは全く関係なく事前届けができるという、こういった設計になつておりますまして、事後報告の閾値も〇%を維持をするということでなつておりますけれども、こういったこの言われている対象の中には、今言つたものに限る話なのか。例えば、年金基金とかソブリン・ウエルス・ファンドとかへツジファンド、H.T.F.、こういったものは今申し上

これは、日本国内で株式の取引をHFTで行う者はすべからく金融証券取引法に基づき登録を行っているところでございます。また、HFT業者は短時間のうちに高頻度の株式の取引を行つておりますとして、議決権行使ということは行わないのが一般的でござりますので、こうした取引につきましては対内直接投資等の届出を不要とする方向で検討中でございます。

をするということでございまして、外国投資家である顧客自身が所有権を持つてある場合、それは、届出主体は当該外国投資家となります。また、その国内の信託銀行や運用会社が所有権を取得する場合につきましては、これは国内の金融機関でございますので、そもそも外為法の規制のうち外とということになります。

うか、教えていただきたいと思います。  
○政府参考人(岡村健司君) 外国金融機関が対象  
銘柄にかかわらず事前届出の免除の対象となりま  
すのは、二つの要素 国内外の業法など法令に基

それから最後に、ソブリン・ウエルス・ファンドや公的年金基金についてですが、これは投資家属性として、免除制度の利用の対象外となる国有企業等に一旦は分類されます。その上でございまますけれども、国の安全等を損なうおそれがない

る外国投資家が守るべきこと、やつてはいけないことということで、FAQの中で三つ挙げられております。海外投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しないこと、二つ目が重要事業の譲渡、廃止を株主総会で自ら提案しないこと、三つ

づいて、そういう金融機関であれば当局がその存在とか活動をしっかりと把握できるということだが、一点、それから二点目として、その取引が国の安全等に係る技術情報の窃取でありますとか事業活動の譲渡、廃止、国の安全等に係る事業活動の譲渡、廃止など、こういうものを目的とする取引ではないというその二点から類型的に国の安全等を損なうおそれがないと認められるという考え方に基づいて、そういう金融機関であれば当局がその存

○ 杉久武君 今様々御説明いただいて、やはりここで、判断が非常に個々で難しくなつてくる面もあつて、投資する側からすると、やはりここにござります。

○政府参考人(岡村健司君)　事前届出免除を受け  
　　斯しないことなどはこのFAQの中で明記  
　　をされておりますけれども、この三つに限定をさ  
　　れているという理解でいいのか、それ以外の企業  
　　との対話などについては規制の対象ではない  
　　と、こういう理解でいいか、確認をしたいと思  
　　います。

づいてございまして、具体的なこの制度の適用の可否ということもこの二つの観点から判断していくということにならうかと思います。

それで、いわゆるヘッジファンドにつきましては、外国運用会社に該当する形態のヘッジファンドとそうでないもの、様々な形態のものが含まれていると理解してございますが、ヘッジファンドがその銘柄にかかわらず免除対象となるか否かと

が、より明確に分かりやすくというところが非常に大事になつてまいりますので、是非とも明確な範囲指定、定義付けの説明をよろしくお願ひをしたいと思います。

あわせて、この投資主体という意味で、こういった部分についてもどうなるんだという疑問がある点を一点指摘したいと思います。

外国投資家に該当しない国内の運用会社や信託

る外国投資家が守るべき基準につきましては、委員から御指摘のございました三点に限定し、これ以上の追加や拡大は行わないという考え方でござります。

また、企業との対話につきましては、委員御指摘のとおり、今回の外為法改正における規制の対象ではございません。

○杉久武君 この点については、やはりいろいろ

第五部 財政金融委員会會議録 第四号 令和元年十一月二十一日

と、どこまで何をやつてはいけないのかということですが、今回この三つに限定をするということで明確な御答弁をいただきました。

今日の質疑の中でも既にありましたけれども、ただ、この様々な株主としての行為を規制をするというところについては、やはり日本版スチユワードシップ・コードで企業の持続的な成長を促す観点からは、幅広い機関投資家が企業と建設的な対話を行って適切に受託責任を果たすこと、これが求められているわけでありまして、この日本版のスチユワードシップ・コードに反するのではないか、こういった意見もあるわけでございまして、事前届出免除を伺いたいというふうに思います。

○政府参考人(中島淳一君)お答えいたします。

議員御指摘のとおり、スチユワードシップ・コードは、投資家と企業との建設的な対話により企業価値の向上や持続的成長を促すものであり、企業価値の向上や持続的成長における最重要施策の一つであると、そういう認識に変わりはありません。

今回の外為法改正案におきましても、国の安全等を損なうおそれのある投資に適切に対応する一方で、健全な投資を一層促進するものと承知をいたしております。その施行に当たっては、投資家による企業の持続的な成長に向けたスチユワードシップ活動に悪影響を及ぼすことのないよう配慮することが必要であると考えております。

今後、制度の詳細を整備するに当たりましては、スチユワードシップ活動を行う機関投資家を含め、市場関係者とも幅広く意見交換を行っていくものと聞いており、金融庁といたしましても適切に協力してまいりたいと考えております。

○杉久武君 続いて、今回の事後報告の制度について伺いたいというふうに思っております。

今回、閾値が一〇%から一%へ引下げとなりまして、事前届出免除を仮に利用したとしても、原

則として一%を超えた場合は事後報告が求められるということになりますし、事前を免除しても結果的に報告しないといけないところについての煩雑さについて懸念の声もございます。

当然一%という閾値があるので、これを超えた場合の頻度について懸念の声もございます。この点については、スチユワードシップ・コードの担当省庁である金融庁の方に見解を伺いたいというふうに思います。

○政府参考人(岡村健司君)お答え申し上げます。

一%の次の事後報告の閾値と申しますか、考え方からその頻度がどのくらいかというお尋ねでござりますけれども、これについては、具体的にはこれから決めていくわけでござりますけれど、決めるということに当たっては、その頻度の設定ということに当たって考えなきゃいけないことは、一つには投資家の方々の負担をできる限り軽減するということでございます。一方で、国の安全等を損なうおそれのある投資を適切にモニターしていくという観点といかに調和していくかということで、それが基本的な考え方でございますが。

それで、現時点での想定について申し上げますと、もちろん買い増しの都度報告を求めるということが余りにも煩雑に過ぎるということは御指摘のとおりだと思っておりまして、その上で、例えば会社法で規定される株主の権利に着目すれば、

一%の次は三%が節目でござります、株主総会の招集請求権がございますので、次の節目である三%の取得時に報告を求めるといった案が検討の組合に上つてござります。

いずれにいたしましても、市場関係者の御意見

よく聞いて検討を進めてまいりたいと考えてござります。

○杉久武君 ここも非常にやはり重要な私はボイントだというふうに思つております。免除があつてもやはり事後報告はこれはマストなところですでの、これの頻度が過度にならないようになって設定をしていただきたいというふうに思いますが、それは、これまでの実務にはな

りませんので、これをどの程度、今お答えできる範囲限られているかもしれませんけれども、この頻度について、例えば一の次は三、五、一〇とか上がっていくのか、そういった部分について御説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人(岡村健司君)お答え申し上げます。

一%以上の株式を保有している外国投資家については、先ほど申し上げましたように、行為としてやつてはいけないことというものが決められておりますけれども、先ほど三つ挙げたものがござりますが、その中で、株主としての権利である役員に就任をするということ、重要事業の譲渡禁止を株主総会で自ら提案をするというこの行為は、当初行わないという前提でこれは事前免除になりますけれども、ただ、株主としての権利ですので、仮に意思が変わつてこういった行為をやろうとなつた場合は事前審査を受けるという手続にならうかというふうに思います。

ただ、これらの行為というものは株主としての行為ですから、当然これ、株主総会を目指してこの作業が、準備が行われるわけであります。そうしますと、日本の上場会社、多くは三月決算、六月末の株主総会というタイムテーブルが決まっていきますが、準備が行われるわけであります。そうしますと、この審査体制については十分対応できるというふうな懸念の声もありますけれども、財務省としてこの審査体制についても十分対応できるという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(岡村健司君)お答え申し上げます。

今回の改正で事前届出審査の対象となります株式取得後の株主の行為類型、今回の改正で追加するものでござりますので、どの程度の届出件数があるのかということを事前に予想することは困難でございますが、これが株主総会前の時期に、總

会を目指してということでござりますので、その時期に増加が見込まれるということは全く御指摘のとおりだと存じております。

○杉久武君 ここも非常にやはり重要な私はボイントだというふうに思つております。免除があつてもやはり事後報告はこれはマストなところですでの、これの頻度が過度にならないようになって設定をしていただきたいといふふうに思いますが、それは、これまでの実務にはな

りませんので、これをどの程度、今お答えできる範囲限られているかもしれませんけれども、この頻度について、例えば一の次は三、五、一〇とか上がりていくのか、そういった部分について御説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人(岡村健司君)お答え申し上げます。

一%以上の株式を保有している外国投資家については、先ほど申し上げましたように、行為としてやつてはいけないことというものが決められておりますけれども、先ほど三つ挙げたものがござりますが、その中で、株主としての権利である役員に就任をするということ、重要事業の譲渡禁止を株主総会で自ら提案をするというこの行為は、当初行わないという前提でこれは事前免除になりますけれども、ただ、株主としての権利ですので、仮に意思が変わつてこういった行為をやろうとなつた場合は事前審査を受けるという手続にならうかというふうに思います。

ただ、これらの行為というものは株主としての行為ですから、当然これ、株主総会を目指してこの作業が、準備が行われるわけであります。そうしますと、この審査体制については十分対応できるというふうな懸念の声もありますけれども、財務省としてこの審査体制についても十分対応できるという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(岡村健司君)お答え申し上げます。

今回の改正で事前届出審査の対象となります株式取得後の株主の行為類型、今回の改正で追加するものでござりますので、どの程度の届出件数があるのかということを事前に予想することは困難でございますが、これが株主総会前の時期に、總

正につきましては、これはいろいろ御指摘になつ

午後零時六分休憩

除制度における手続について幾つかお伺いさせて

ておりますように、これは市場関係者の方々に正しく理解していただくことが極めて重要なので、私どもとしても、この説明やら周知やらい

二三三

いろいろな話を取り組んでいるところですが、具体的には、外国の金融機関とかその所属する団体に対して直接説明にということをやつてきたほか、財務省のホームページ等々におきましても、これは法改正の関連資料、これは日本語と英語と両方

でやらせて公表させていただいているという取組を重点的に行わさせていただいているところでもあります。

○委員長（中西祐介君）　ただいまから財政金融委員会を再開をいたします。

休憩前に引き続き、外国為替及び外國貿易法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○音喜多駿君　日本維新の会の音喜多駿です。

私からは、事前届出免除制度における手続、安

全保障に附れる懸念、そして関連して二一事例  
トガバナンスについて質問させていただきます。  
今回の外為法改正の中核の一つは対内直接投資  
規制であり、先進国と足並みをそろえて安全保  
障

体制を構築するものと理解しております。そのため、御案内のとおり、今まで外国投資家に求めていた事前の届出について、上場会社の株式取得の

基準値を一〇%以上から一%以上に引き上げて、規制の対象範囲を拡大されることになりました。

資を充実させることに強く賛同しております。そして、投資の促進を充実させるやり方として、理想を言えば、事前規制については極力緩くし事後規制については強めにすることによって、規制と競争の双方の機能を発揮することができるのではないかと考えます。

とて魅力的な市場と映り、多くの投資を呼び込めるのではないかと考えています。

いなかがれ現れるのをうなづく。  
ような省庁をまたがる強力な組織を日本は有して  
いないことから、事後の取締り強化は現実的には

な規制も必要であろうと認識をしております。将来的には、投資促進を図るためにも、事後規制こそ強化するような抜本的な組織改革、方向性も視

○委員長(中西祐介君) 午後一時に再開することとし、休憩をいたします。

里は入れていたたぎたいと  
ます。冒頭に申し上げ  
ます。

ということでありました。外国からの投資促進を

図る負担軽減ということであれば、やはりこの手続におけるオンライン化、多言語化、これも丁目一番地として取り組むべきではないかと考え

他の先進国を見れば、事前届出制度のないイギリスと我が国を除くG7全ての国、すなわちアメリカ、カナダ、イタリア、ドイツ、フランスでは事前手続についてオンライン化が対応済みという

れでして、どうぞおめでたす  
政府は、二〇一一年十二月十七・五兆円だった  
対日直接投資を二〇二〇年度には三十五兆円に倍  
増する目標を掲げてます。その目標達成のため

には、外国人投資家の利用しやすい手続にやはりもう一度変えていくことは必須と考えます。今回の外為法改正を機に、また、まずは手続の

オンライン化、多言語対応を図つていくべきと考  
えますが、麻生大臣の見解をお伺いいたします。

します多言語化 多言語の定義も難しいところで、エチオピア語なんて言われてもなかなかができる人おりませんし、多言語の定義も難しい

ろだとは思つてゐるんですが、そういう、英語は  
国際語というようなわけでもありませんけれど

英語ということが一番身近なところかなとは思つておりますけれども。

点を踏まえて、この点については今後検討をさせていかないかねだろうと思つて、事実、我々の、財務省の出します、発信するものがかなり英語の

ものか増えているのか事実ですけれども、この問題は、向こうから質問をする方は楽なんですが、けれども、答える側の方の対応が一人だけで対応

するわけではありませんので、その言葉ができるやつが何人も集まつた上できちんと出していかないと公式文書としては大きな問題になりますので、その対応を考えていかなければなりません。

電子化の件につきましては、先ほど、オカモトの方から答弁させていただいたとおりですけれども、前やつても全然利用者がなかつたんですね、全然とは言いませんけれども、まあ数%。何万件のうちほつと一部という、なかつた。結論、お金も掛かるしというのでもうやめたというのが経緯で、今やつたらもっと増えるんじやないかといつて、またやつてまた増えなかつたら、ばかかということになりますので、これ、よくよく見ておかなかぬところだと思いますね、これは。そういういって、費用対効果の観点から、これは日本銀行ともいろいろ詰めにやいかぬところだと思ひますけれども、なかなか、今は思つては、これは、流れとしてはその方向で行くだらうと思つてゐるんですけど、なつかか、今までの御答弁であったというふうに受け止めさせていただきます。

オンライン化と多言語化、両方ができるようになれば、ワンストップで外国人の方も手続ができるますので、相互向上して増えていくのではないかという考えもできると思いますので、是非御検討をよろしくお願い申し上げます。

次に、安全保障に関する点について幾つか質問させていただきます。

事前届出の免除については、財務省が公表した資料によれば、外国運用会社には事前届出が免除されることとなっています。しかしながら、政府は、二〇〇八年、TCIというイギリスの投資ファンドがJパワー株を買い増すために外為法に基づいて行つた届出に対しても中止命令を出されて

います。このTCIといふのは、先ほど申し上げた財務省の資料に言う外国運用会社に当たることになると思うのですが、そうなると、今回の要件とそこが出てくるのではないかと危惧をしております。

そこで、まず、前回TCIについて中止命令を

出された経緯をお伺いいたします。

○政府参考人(飯田陽一君) お答え申上げます。

今御指摘のございましたザ・チルドレン・インベストメント・ファンド、いわゆるTCIでござりますけれども、二〇〇八年の一月に、当時の電源開発株式会社の株式を二〇%まで追加取得する旨の届出がございました。これに対して、公の秩序の維持を妨げるおそれがあるものと認められたため、同年四月にその中止勧告を行い、TCIがこれに応じなかつたために、同年五月に中止命令を行つたところでござります。

これは、その背景といたしましては、当時、TCIは具体的な方法こそ示さなかつたものの、RCOE等の経営指標の改善、大幅な改善を要求しております。それで、これが株主総会での議決事項であるか否かにかかわらず、類型的に国の安全等を損なうおそれがない前提が、類型的に国の安全を損なうおそれがないという前提が成り立たないということになりますので、それは株主総会の決議事項か否かにかかわらず、類型的に国の安全等を損なうおそれがないと認めることができないので、当該金融機関による当該投資は免除制度の対象とならないというふうに考えております。

したがいまして、こうした国の安全等の観点か

ら重要な事業の存続を脅かすような投資、これに

つきましては、事後的な対応の対象となり得る

うございます。

○音喜多駿君 是非、これは適切に御対応いただ

きたいというふうに思つております。

○音喜多駿君 国の安全に関わることであります

から、適切に対応されたものと思います。

こうしたケースが過去にあつたわけですから、

外形式的に外国運用会社であれば事前届出が免除さ

れるという制度になりますと不安が残ります。事

前届出免除の要件については、外国運用会社とい

う外形的な基準だけではなく、運用実績や投資方

針も要件として定める方が適切であると考えます

。その要因の一つが、日本独自の慣習である持

が、財務省の見解をお伺いいたします。

○政府参考人(岡村健司君) お答え申上げます。

外国証券会社等の金融機関につきまして、銘柄にかかわらず、事前届出免除を利用可能としておりますのは、外国金融機関がその業務として行う株式の取得が、国の安全等に係る技術情報の窃取や事業活動の譲渡、廃止を目的としておらず、類型的に国の安全等を損なうおそれがないと認められるとの考えに基づいているものでござります。

したがいまして、仮に外国金融機関がその投資先に対して、国の安全等の観点から重要な事業の存続に影響を及ぼすといったような提案を行おうとするのであれば、これは外国金融機関がその業務として行つてゐる取引ということの範疇、その前提が、類型的に国の安全を損なうおそれがないという前提が成り立たないということになりますので、それは株主総会の決議事項か否かにかかわらず、類型的に国の安全等を損なうおそれがないと認めることができないので、当該金融機関による当該投資は免除制度の対象とならないというふうに考えております。

したがいまして、こうした国の安全等の観点か

ら重要な事業の存続を脅かすような投資、これに

つきましては、事後的な対応の対象となり得る

うございます。

○音喜多駿君 是非、これは適切に御対応いただ

きたいというふうに思つております。

○音喜多駿君 投資促進の観点から、コーポレートガバナンスについてお伺いをいたしたいと思います。

私の問題意識を先に申し上げますと、海外投資家から見て、日本企業は投資対効果が悪く、株主還元に積極的ではないと思われている側面があり、一方で内部留保が莫大に積み上がつてしま

す。その要因の一つが、日本独自の慣習である持

ち合い株式であり、これを是正していく必要性を感じています。

先頃、持ち合い株式を含む政策保有株について、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令が施行されました。これは、政策保有株の合理性を開示させ、長年日本の投資活動の妨げとなつてゐる持ち合い株を規制するものとして一定の評価ができると思います。今回、この内閣府令が施行され、実質的にいわゆる持ち合い株を減らす効果が表れたのかどうか、金融庁にお伺いをいたします。

○政府参考人(中島淳一君) お答えいたします。

政策保有株式については、コーポレートガバ

ンス・コードにおいて、その縮減に関する方針、

考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきとされており、議員御指摘のとおり、本年一月の内閣府令の改正により、より詳細な開示を求めることとし、本年三月期決算会社の有価証券報告書から適用されたところであります。

金融庁といたしましては、今回の改正に基づく

政策保有株式の開示内容が、投資家と企業との建設的な対話につながることが重要であると考えて

おります。現在、投資家や企業へのヒアリングな

どの対応を進めているところであり、議員御質問

の効果については、こうした取組を通じて見極めてまいりたいと考えております。

○音喜多駿君 ヒアリング中で調査中ということ

ですが、現在、そもそも政策保有株の定義はどう

なつてゐるのか。例えば、持ち合い比率などで数

量的に定義されているのかどうか、ここを確認で

教えてください。

○政府参考人(中島淳一君) いわゆる政策保有株

式の定義につきましては、企業内容等の開示に關する内閣府令において、数量的なものではなく、

投資有価証券に該当する株式のうち、保有目的が

純投資目的以外のもの、すなわち株式を保有する

目的が株価の上昇や配当による利益を受ける以外

のものとなつております。

○音喜多駿君　今、定義は幅広く取れる反面、これ、いわゆる曖昧で、数量的な基準はないというごとありました。

私は、麻生大臣が以前から、そして今日も内部留保について問題意識を持たれているということに大変共感をしております。内部留保の額は過去に

最大を更新し続けて、一〇一八年度には四百六十三兆円に達したということです。このうち、半分が現預金。こうした状況の原因の一つが、日本独自の慣習である株式持ち合いを含む政策保有株ではないかと、そして持ち合い株主の議決権行使、こうしたものは禁止された方がいいんじゃないかと、こうした施策を提案されている有識者の方もいらっしゃいます。

少なくとも、政策保有株については数量的な定義をするなど、政策保有株を縮減するよう、更なる実効性がある施策というのを今からもう検討すべきと考えますが、麻生大臣の御見解を最後にお伺いいたします。

○國務大臣(麻生太郎君) これは音嘉多先生、いわゆる政策保有株式かどうかというのは、これは保有割合等々のいわゆる一般的な数値ではなかなか

か難しいので、保有の目的等々によつて判断されるとするという部分が大きいんだと考へるので、一律に定量的に、定義というのかな、定義や基準等設け

ることはなかなか困難だなど思っていいるんですが。もつとも、金融商品取引法とかコーポレートガバナンス等々のコードで保有株式の開示の充実を今求めようになりましたので、政策保有株式についても投資家と企業家の間でしっかりと対話が行われることにならぬといかぬのだと思つてゐるのですが。

いずれにしても、その意味について、内部留保の話を触れられましたけど、確かに今四百四十六、そのうちの半分、二百四十兆ぐらいが現預金ですかね、五〇%現金で金利が付かないから持っているなんというのはおよそ意味がないんだと私は前からそう申し上げてきているんですけどけれど

も、少なくともこれまで二十五、六兆だったものがおととし四十兆まで増えて、わんわん言つて十八兆まで下がつてといふところまで来て いますけ

れども、それでも十八兆ですよ。ですから、そういった意味で、ある程度手元資金の活用というので、財務官僚、きちんとやらなければぬということ

を促していくたいなと思つているんですねけれども。

いずれにしても、手元流動性が極めて高いものになつてきていることは確かなので、企業の成長、企業としての成長に向けた投資の拡大、設備投資とかいろんなもの、また従業員の給与とか賃金等々含めまして、いろんなものを含めまして、やっぱり投資家としてきちんとしたものをという

ことを、株主として、投資家として、企業との間のいわゆるコミュニケーションというかコーポレートガバナンスというか、いろんな表現あるんでしようけど、そういったものの対話が建設的に行われるようなことをしないと、ただただ自己株消却だけに回つてみたり、何でしようね、配当金だけに回つてみたりするのではちょっといかがなものかという感じがしますので、これが設備投資

等々に亘って、日本の経済が更に前向きに回っていくということに期待したいと思っております。○音喜多駿君 終わります。

○大門 実紀史君 大門です。

この改正の背景あるいは関連事項あるいは今後の方については、経済界やエコノミストの皆さ んから懸念の声が上がっているのも事実でござい

その点を中心には今日は質問したいと思いますが、資料をお配りしていただいていますけれども、今回の改正の背景に、欧米、特にアメリカにおける規制強化の動きがあるわけでございますが、その点で、先ほど申し上げた経済界が何を懸念しているか

るのかということを分かりやすく解説したりボートがございましたので、配付をさせていただきました。

これは二ツセイ基礎研究所のリポートでござりますが、「機微技術」をめぐる米中攻防戦」と。機微技術というのは、もうあつたとおり、武器あ

るいは軍用に転用できる可能性のある技術という  
ことでござりますけれども、このレポート、要す  
るに何を言つてゐるかといいますと、後で触れま  
すが、アメリカで昨年の法改正がございまして、  
要するに、米中の覇権争いが激化していくと。中  
国を念頭に最先端技術の流出を防ぐ措置がアメリ  
カでは強化されてきた。その中で、日本もこの  
米中のハイテク覇権争いのあおりを受けるんじや

具体的に言えば、アメリカとの軍事同盟と拡大する中国との経済取引どちらを優先するかとか、そういう難しい判断を迫られていくのではないかと、そういう筋の懸念が全体として示されているリポートでございます。

を引いたところなんですかとも、経済界が懸念するのと、この点だと思ふんですが、まだ本格的な実用化とか製品化に時間がかかる、まだこれから

先だと、製品化はと、そういう先端技術にも管理対象が拡大されて、従来の安全保障上の理由とか、軍事転用の懸念などということで対象としていたものの解説が広がりましたが、そのことをそ

の解釋が採用されるのではないか。そのことなどさういう軍事転用とか安全保障上の問題がほとんどないものにまで規制が強化していくのではないかと。

例えば、このリポートにも出ていますけど、日本と中国企業が合弁会社をつくってアメリカに少額の出資しようとすると、そのことに対するアメリカから厳重な審査を受けるということ、あるいはストップを掛けられるというようなことがあるのではないかということ。また、アメリカ企業との

日本企業がアメリカ国内で共同研究をして、その研究成果を国外に持ち出すと、その研究成果を用いた製品を中国に輸出した場合、アメリカ政府の

許可が必要になるのではないか。要するに、様々な自由な経済活動を阻害していくのではないかと、いう懸念が示されているわけでございます。

さらばに、このリポートの結びになつてゐるのは、要するに、日本は、アメリカ、中国といふ二つの経済大国と相互には密接な関係にあるわけなんですねけれども、安全保障ではアメリカとの関係が強い、しかし、経済は中国との取引がどんどん大きくなつてゐると。そのときに、アメリカから始まつております規制強化の流れ、つまりアメリカに踏み絵を踏まされようなどにならないか

ボートが簡潔にまとめているかと思つて御紹介したわけですが、財務省の参考人で結構ですけれども、今回の外為法改正の背景について一応把握されているかどうか、いかがでしようか。

○政府参考人（岡村健司君）お答え申し上げます。

が米国、FIRMA、外國投資リスク審査法  
代化法につきましては、主な特徴としては、従来  
事後介入のみに限定されていたところを、事前届  
出審査の制度と併せて導入する点、あ

出資金の制度を新しく導入していくなど、機微技術を有する米国企業に投資する場合には、株式取得割合に関する閾値なく審査をする。それから海外当局との間で審査に必要な情報交換を行なう。

うための規定を申請する、こういった動きがござりますので、そういうものが国際的な潮流の中で認識しているということでござります。

○大門実紀史君 そうじゃなくて、それは後で法案のときに聞くんですけど、こういう懸念があるということを把握されていますか? ということを

聞いているんですけど。

○政府参考人(岡村健司君) 大変失礼申し上げました。

こうした懸念がある、そういう懸念の御意見があるということは認識をいたしております。

○大門実紀史君 今日のニュースでもやっています。

したけれど、昼のニュースでも、アメリカ議会が香港の人権・民主主義法案ですかね、可決したということがあって、また米中衝突というような流れが強まっているということが、そういう政治的な背景がこういう外為法にも影響してきているという流れだというふうに思います。

ちなみに、我が党も、今の中国のやり方については厳しく抗議の意見を直接中国政府に伝えていところでございまして、さきのこの参議院の十

四日の外交防衛委員会では、自民党的佐藤正久議員が共産党的対応は立派だというふうに紹介をし

ていただいて、政府もちゃんと香港の問題では抗議を出せと、自民党部会でもやろうとしているといふうなことも取り上げてもらいましたけれど

ただ、私たちは、中国の今のやり方は大変厳しく見ておりまし、堂々と物を言つてゐるわけな

いですけれども、現実的に中国との経済取引抜きに今の日本経済は成り立たないというところもござりますので、はつきりおかしいところははつき

り言つてのことと同時に、民間同士の経済関係

は大事にすべきだというふうに思ひますし、発展

日本がただ従うとか引っ張られる必要はないといふうに思います。そういう立場で、ちょっと以

下、具体的に質問したいと思うんですけど。今回の改正の背景は、このレポートにもありますとおり、アメリカで昨年成立した外国投資リス

ク審査近代化法と、長いんですね。FIRRM

A、ですから、先ほどからフーマという呼び方

でやられているもので、それともう一つは輸出管理改革法、この二つ、去年アメリカで成立

二つしたこの二つの法律がいろいろ背景になつて影響しているわけなんですね。

まず、外国投資リスク審査近代化法、FIRRM

MAについて、先ほどちらつと説明しようとされましたが、概要を改めてちょっと説明してくれます。

○政府参考人(岡村健司君) お答え申し上げま

す。

米国のFIRRMにつきまして、概要三点、

御答弁させていただきます。

一点目は、従来、事後介入のみに限定されてい

た規制手法につきまして、事前の届出、それから審査の制度を新たに導入するという点が一点でござります。それから、二点目いたしまして、機

微技術を有する米国企業に投資する場合には、株式の取得割合に関する閾値なく、つまり下限がな

く審査をするという制度でございます。それか

ら、三点目が、海外当局との間で審査に必要な情

報交換を行うための規定を申請するといった、そ

の三点が主な特徴となつてゐる法律でございま

す。

○大門実紀史君 もう少しリアルに読み込みます

と、このFIRRMの特徴は、更にはつきり言

えれば、中国と特定の国をターゲットにしてい

るということと、おつしやいました規制対象とす

る重要な技術について言えば、中国に対する米国の

技術的優位性を維持又は強化するための技術とい

う概念を新たに加えるということ、先端技術及び基盤的技術を新たに加えるというふうに対象を拡大したんですね。先端技術については、AI、人工知能、ロボティクスなど十四分野ということですね。もう一つは、同盟国、パートナー国との情報共有、行動の調和を図ることになつております。

あつ、もう一つ、そうですね、さつきもう一つ申し上げた輸出管理改革法についても簡単に説明しますか。

○政府参考人(飯田陽一君) お答え申し上げま

す。

輸出管理改革法につきましては、従来ございま

した法律が失効している中で様々な大統領令をベースに輸出規制を行つて来たところを、今回、

輸出管理改革法という米国の法律を新たに制定いたしまして、これに基づいて、従来の他法に基づく輸出管理ではなくて、このまさに武器あるいは軍事転用可能な技術あるいは貨物などについて、

米国の安全保障それから外交政策の観点から輸出規制を行つてということを決めた法律であるというふうに認識しております。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

つまり、FIRRMと今紹介してもらつた輸出管理改革法を併せて、投資と通商の両面において、特に中国を念頭に、安全保障上問題となる、これがちよつと広く拡大解釈等あるんですけれど、その技術流出を防止しようというものです。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

つまり、FIRRMと今紹介してもらつた輸出管理改革法を併せて、投資と通商の両面において、特に中国を念頭に、安全保障上問題となる、これがちよつと広く拡大解釈等あるんですけれど、その技術流出を防止しようというものです。

実は、このFIRRMなどの成立の背景に

なつたものがあるんですけれど、それがアメリカの戦略の転換と言われております二〇一七年十二月のアメリカの国家安全保障戦略二〇一七といいます。

実は、このFIRRMなどどの成立の背景に

なつたものがあるんですけれど、それがアメリカの戦略の転換と言われております二〇一七年十二月のアメリカの国家安全保障戦略二〇一七といいます。

一方、アメリカのトランプさんも、これはまた

わがまま、勝手な大統領でございまして、その軍事強化戦略ですかね、軍事戦略ですね、軍事戦略を強化していくふうなことに、強硬路線に

日本がただ従うとか引っ張られる必要はないといふうに思います。そういう立場で、ちょっと以下、具体的に質問したいと思うんですけど。

今回の改正の背景は、このレポートにもありますとおり、アメリカで昨年成立した外国投資リス

にもつながつてきているということなんですね。ですから、このFIRRMについては、安全保障戦略に基づいておりまして、アメリカの有識者、アメリカのエコノミスト、経済界からも懸念と批判の声が上がつております。アメリカ国内では、このFIRRMを運用する対米外国投資委員会というのがあるんですけども、そこが権限強化されるわけですね。それについては、本來、対米外国投資委員会というのは安全保障上の懸念への対応をするところだったのに、この対象を拡大するものですから、自由な経済活動、イノベーションの停滞につながるんじゃないかということが、アメリカの経済界からも、この流れ、この方向については懸念が出されているわけでござります。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

つまり、FIRRMと今紹介してもらつた輸出管理改革法を併せて、投資と通商の両面において、特に中国を念頭に、安全保障上問題となる、これがちよつと広く拡大解釈等あるんですけれど、その技術流出を防止しようというものです。

○政府参考人(飯田陽一君) お答えいたします。

今御指摘のございました国際輸出管理レジームでございますが、これは、大量破壊兵器等の拡散、あるいは通常兵器の地域における過剰な蓄積を防止するということを目的とした国際的な輸出管理レジームとは何なのか、簡潔にちよつと説明してください。

○政府参考人(飯田陽一君) お答えいたします。

今御指摘のございました国際輸出管理レジームでございますが、これは、大量破壊兵器等の拡散、あるいは通常兵器の地域における過剰な蓄積を示しているかというと、国際社会が、アメリカと中国ですね、大国間競争、まあロシアもちらつて入れているかも分かりませんが、いずれにせよ、大国間競争に回帰しているという認識を示して、特に中国に対しては、従来はアメリカが中国に対する対話と協調を基盤とした関与、関係を

お持ちますオーストラリア、グループ、そしてそれらの運搬手段であるミサイル等を管理するミサイル技術管理レジーム、そして通常兵器関連のワッセナー・レンジメント、この四つが今活動ををしているところでござります。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

この国際的な取組の枠組みの下に日本の対応があ

ります安全保障貿易管理制度の全体像ということ

でござります。この中で、外為法で規制対象とす  
るのが、先ほどから申し上げております機微技術  
ですね。武器あるいは軍用に転用される可能性の  
ある技術ですよね。

外為法の中ではこの機微技術はどのように規制  
されることになつてゐるか、この図に基づいてで  
結構ですから、簡潔に説明してください。

○政府参考人(坂田陽一君) お答えいたします。

正月卷之六 館陶一卷

機微技術につきましては、配付いただいており

ます資料はござりますよ、はります外為法はござ  
きまして、通常兵器や大量破壊兵器及びそれらの

開発等に使用される可能性のある貨物の設計、製造又は使用に係る技術を提供することを目的とする取引というものを規制をしております。これは国を限つたものではございませんで、全地域向けの規制ということで、経済産業大臣の許可に係らしめております。

その上で、こちらに政令とござりますように技術については外國為替令、貨物については輸出

貿易管理令におきまして具体的な対象となる貨物類など規制の内容を定めまして、手続の詳細あるいは貨物の詳細な技術的なスペックにつきましては省令で規定しているところでござります。

○大門 実紀史君 ありがとうございます。

そういう今規制管理の全体像になつてゐる、そ

これが今後どうなるのかといふことがみんな懸念を

している。特に懸念をしているところなんですねけれども。簡単こ言ひますと、アメリカのそのいふ

れども簡単に言つて、この方のいふ  
んな制度改正を受けて、まさにこの機微技術の無

念、機微技術の範囲、これはどう変更するかがポイント

アントになつております、その点では、次の答

料に、ちょっと細かい字で申し訳ありませんが、

示した、産業構造審議会の中間報告というのがござ

ざいます。これは十月八日に出来まして、個々に  
二しご、今後の万回を決める重要な一つではないが

これが今後の方向を決める重要なものではないかと、一貫して配付を怠せていた。まことに、

要するに、ちょっと膨大なあれなので全部を紹

介できませんが、要するに何を言つてゐるかとい

卷之三

いりますと、赤のラインを引かせてもらつたところなんですが、認識なんですけど、米中対立は、先ほど申し上げました、二〇一七年十二月のアメリカの国家安全保障戦略が示すとおり、まさにトランプさんの示すとおりと、単なる通商摩擦や経済力競争を超えて、グレート・パワー・コンペティションの下で覇権争いの様相を呈していると。何というか、もうトランプと同じ認識ですよ、を産構審が示して、その上で日本が進む方向として、安全保障と一体となつた経済政策、まさに軍事と一緒にになった経済政策ですね、そんなことをまで言つてはいるわけであります。価値観、理念を共有する有志の国との連携、もうこれアメリカと連携、アメリカに従つてということですね。その上で我が国の経済的地位はどうするかというようなことが問われているということで、まさにアメリカが打ち出した方向に沿つてどうやっていくかということを言つてはいるわけですね。

題になるかと思うんですね。  
今の段階で結論が出ていないと思いますけれど、この機微技術、軍事関係に関する技術の範囲を、この中間報告が求めるよう アメリカに同調して拡大していくくというような方向で、日本もそういう方向で考えておられるのかどうか、現段階での経産省の考え方を聞きたいと思います。  
○政府参考人（飯田陽一君）お答えいたします。  
ただいま御指摘のありました産業構造審議会安全保険貿易管理小委員会における議論でございまですが、ここでは技術優位性の毀損あるいは技術の脆弱性の存在が安全保障上の懸念となり得るといふ考え方が、アメリカはもちろんでございますけれども、歐州を含めて国際的に広がる中で、その技術は必ずしも武器あるいは軍事転用可能な技術にとどまるものではないのではないかという認識の下で、小委員会の議論を経て、機微技術につきまして定義をして議論を進めたものでござります。したがいまして、中間報告での提言も、今私どもが担当しております外為法に基づく安全保険貿易管理にとどまらない広範な提言をいただいているところでございます。  
安全保障貿易管理そのものにつきましても、その在り方についてこの中間報告の中で様々な論点を提示されておりまして、今御指摘のありました規制対象とする技術の範囲も含めまして今後検討を行うことが必要であるというふうに考えております。したがつて、この時点におきまして、安全保障貿易管理の規制対象となります技術の範囲について拡大するということを決定したものではございません。  
○大門実紀史君　今の現状ではそういうことだと思ひます。  
今後、先ほどの国際輸出管理レジームの場でもこの機微技術をめぐる議論が行われて、アメリカは様々な提案をしてくることが予想されます。機微技術の概念の拡大というのは、もう先ほどから申し上げているように、大変軍事的というか政治

的な配慮が優先されて、自由な経済活動、研究活動への阻害要因になるおそれがあるわけあります。同時に、この中間報告、膨大なもので全部紹介できませんけれど、の中には、アメリカとの間の対中国戦略の方針の転換に沿って、中国に対する軍事と一体的に経済的優位を確保するため同盟国で連携しようという方向が示されております。

経産省に聞きますけれど、通常、輸出管理、機微技術の管理、これ重要ですよね。ただ、それが本来の目的から離れて軍事技術競争、軍事競争につながっていくことは本来あつては、逆にあつてはならないんじゃないかと思うんですけど、経産省の認識はいかがですか。

○政府参考人(飯田陽一君) お答えいたします。

この報告の中におきまして、今後の研究開発の方向について、オープンインノベーションというような考え方の下で、様々な国際共同研究を進めていくという上で機微技術の管理の重要性について指摘をいただいたものというふうに認識をしております。

先ほど来御議論ございますように、最近の技術の発展によりまして軍事と民生を分けるのが非常に難しい中で、その中につても軍事転用をされることがないように技術を管理していくこうというのが基本の方針でございまして、国際共同研究が、例えばそのものが直ちに軍事そのものだというような御指摘は当らないのではないかということふうに思いますし、我々外為法におきましては、機微技術あるいは軍事転用可能な技術の流出防止のためにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○大臣実紀史君 じゃ、一点確認しますけど、中間報告の中に、機微技術に関する国際共同研究を促進しというのがあるわけなんですか? でも、国際共同研究のパートナーとしてやっていく必要性が強調されているわけなんですが、この中間報告

にあります機微技術に関する国際共同研究の中に  
は、例の防衛装備移転三原則に基づく国際共同研  
究も含まれるんでしょう。

○政府参考人(飯田陽一君) お答えいたします。  
外為法における輸出管理について、機微技術と  
いうことについて、そういう形として定義がある  
わけではございませんが、そこで規制対象として  
おりますのは、先ほども申し上げましたように、  
大量破壊兵器あるいは通常兵器といった武器その  
ものも規制対象としているわけでございます。そ  
ういう事宜からいえば、機微技術に関する国際共  
同研究の中には、防衛装備移転三原則に言う武器  
技術も含まれ得るとは思いますが、それが  
直ちにそれを目的とした国際共同研究を推進する  
ということではございません。

○大門実紀史君 今の段階ではそういうことだと  
思います。  
その方向での懸念があるからいろんな方々がこ  
うやつて発信をされているということではございま  
して、我が党は、武器輸出三原則を転換して、転  
換して強行された、例の今申し上げた防衛装備移  
転三原則に反対をしてきた立場でございますの  
で、そこは厳格にしていただきたいなどいうふう  
に思つところでございます。

最後に麻生大臣にお聞きしたいんですけれど  
も、要するに、やっぱり経済というの大事で、  
人々の暮らしのあれですから、しかし、もちろん  
安全保障のことでも大事だと思いますが、何か  
ちょっと特定の、アメリカのトランプさんみたい  
な、いつどうなるか分からぬような人の、そう  
いうちょっと特異な戦略に翻弄されて経済活動が  
阻害されるというふうなことはあつてはならない  
といふうに思うわけでございまして、今回の外  
為法の運用を考えいく上で、本当に日本経済  
が発展するように、企業活動が阻害されないよう  
に考えていただきたいと思いますが、麻生  
大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 頂戴しましたこの資料

の中で、いろいろな、矢嶋先生ですか、中村先  
生と両方の話で載つかっているんですけども、  
なかなか、ここのことのセンテンスなんかなか  
なかよくできていますよね、これ、どういう人か  
全然知りませんけど。チーフエコノミストとして  
これ登場して書いてありますので、今読ませてい  
ただいたんですけれども。

のは、これは健全な日本に対する対内直接投資と  
いうものを一層促進するという一方で、国の安全  
というものを損なうおそれがあるような投資に関  
しては、これは我々としては適切な対応をすると  
いう観点から我々としてはやらせていただいてい  
るんであって、一定の国の戦略に従つて行つもの  
ではないということははつきりしております。

こういった対応を行つに当たりましては、この  
日本の経済活動に悪影響を与えるようなことがな  
いようにしておかなければぬという御懸念はこれ大  
事なところなんとして、今回の法改正において  
促進を図つていくという点も併せて検討をさせて  
いただいております。

○大門実紀史君 終わります。

○委員長(中西祐介君) この際、委員の異動につ  
いて御報告をいたします。  
本日、森まさこ君が委員を辞任され、その補欠  
として朝日健太郎君が選任されました。

○渡辺喜美君 渡辺喜美であります。

今朝、新聞を見まして、自民党サイドから真水  
で十兆円という話が出てきました。  
一晩にして事業規模十兆円から真水で十兆円とい  
う大転換であります。問題は、こういうものが将  
来増税によつて賄うんだというメッセージが出て

しまうと、国民のお財布のひもはきついままで  
うことになりますよ。

どうも、報道ペースの話で恐縮ですが、財投債  
の、まあイコール国債でありますけれども、超長  
期の国債を発行して財投資金としてこういうもの  
をつくるうというお考えのようござりますが、

私は、かねて申し上げているように、マイナスに  
沈んでいる十年以下の、八年とか十年とかです  
ね、そういう国債を組み合わせて資金調達をした  
らどうかということを申し上げてあるわけであり  
ますが、真水で十兆円、いかがでござりますか、  
大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) 新聞に書いてあつたと  
いうことは知つております。

○渡辺喜美君 報道ペースでは、こうした大型補  
正をやつて来年の一月冒頭解散、あるいは補正予  
算を掲げて、それを通した上で衆議院を解散する  
といった対応を行つに当たります。この  
いつた対応を行つに当たりましては、この  
も、G7の諸国にはない事前の届出免除制度とい  
うのを導入させていただいておりますけれども、  
かりにいただけないのかと存じますが、自由民主党  
のなかから、少なくともこ  
とにどうぞ。

○国務大臣(麻生太郎君) 自民党を離れられて大  
分長くなつておられますので、雰囲気がよくお分  
かりいただけないのかと存じますが、自由民主党  
の中での種の話というのはもういつでもあります  
ので、それ一々聞いていたらとてもじやありません  
ので、私どもは解散権というものに関しまし  
ては総理というところになつておるんだと理解し  
ております。

○渡辺喜美君 セっかく金利がマイナスに沈んで  
いると。この前も申し上げましたように、百円の  
ものが百二円、百三円で売れちゃうわけですね。  
償還するときは百円償還すればいいわけですね。  
二円なり三円なりが國の懐に入る。

だったら、財投資金というのは地方にも恩恵を  
及ぼしてあげたらいいかがでしようか。たしか、地  
方に対する貸付けが一・九兆ぐらい今年度予算で  
ありますよね。財投ですから、これ弾力条項とい  
うのがあって、大臣が決断すれば一・五倍に増や  
せちゃうわけでしょうね。そういうのを使って、地

方にマイナス金利でお金流してあげたらいいがで  
しょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 最近は、西田先生御推  
薦のモダン、M M F等々、いろいろ何となく私の  
理解を超えた話がよく飛び交つておりますけれど  
も。

この種の財投融資資金というのは、いわゆる財  
投債というもののや、国の特別会計から受け入れる  
預託金による有償の資金ですから、これ御存じの  
ように、何とか資金法でしたね。これ財政投融資  
資金法の第一条において、確実かつ有利な運用と  
なる融資を行つとしている。これは、これは有  
利子での貸付けを行つておるというのは御存じの  
とおりです。

したがいまして、今マイナス金利になつておる  
んだから、貸付けを行つておるということになり  
ますと、民間の金融機関がマイナス金利で融資し  
ておられるという話を知りませんから、少なくともこ  
れは著しく民間の資金を圧迫しますというか、そ  
れはどういう影響が出てくるだろうかといろんな  
ことを考へないけませんと思つますので、安易な  
ことを考へておられますか。

○渡辺喜美君 預託制度というのは、今、財投  
革を二十年くらい前にやりまして、自動的に年金  
とか郵貯が資金運用部という機に流れ込んで、そ  
れが特殊法人に出ていくという制度は、今、入  
口、中間、出口が切り離されているわけですね。  
ですから、今は財投債というのはイコール国債で  
すよ。入口の郵貯も年金も自主運用というのが始  
まつて久しいわけであります。

したがつて、財投資金というのは昔から利ざや  
は取らないんだという答弁を繰り返し繰り返し  
てきているわけじゃないですか。利ざや取らない  
のに、何で利ざや取つて地方には貸付けるんで  
すか。  
○政府参考人(河部哲生君) 今大臣からお答えが  
ございましたように、一般論として申し上げまし  
て、民間金融機関がマイナス金利による貸付けを

行つてない中で、財政投融資の貸付金利をマイナスに設定するということですと、民業圧迫の懸念があるのではないかという点がございますことになります。今利ざやをなぜ取るのかというお尋ねがございましたので、その点についてお答えをいたしますと、財投債以外に財政投融資の貸付原資といたしましては、特別会計等から受け入れる預託金というのもございます。この預託金につきましては、財政融資資金法施行令第一条におきまして〇・〇〇一%以上の金利が求められておりますので、そうした金利で調達をしている資金を併せて運用している財政投融資とりまして、貸付金利をマイナスに設定いたしますと、その分逆ぎやが財投特会の財務に影響するという点がございます。

なお、財投特会におきましては、将来の金利変動リスクに備えて、利益を金利変動準備金として

積み立てている状況にございまして、今御指摘の

ようなマイナス金利で発行した財投債の償還差益もこの積立てに回すことによって財務の健全性の確保に努めているということをごぞいます。

○渡辺喜美君 とにかく国だけがマイナス金利の恩恵で一円なり二円なり三円なりを発行するたびに懷に入れる。それで、その恩恵は地方には及ぼさないということを宣言しているようなもので、自民党の皆さんは怒らないと駄目ですよ、こ

ういうやり方はね。地方の皆さんも、国だけ何でマイナスの恩恵受けているんだと、我々にもマイナスの恩恵を受けさせてくれということを地方の首長さんや議員さんや地方の公務員の皆さん声を上げるべきですよ。

この前の積み残しの話でありますと、公共事業評価の割引率が4%だと。十五、六年前の数字でありますと、この割引率はどれくらいになりますか。

○政府参考人(東川直正君) お答え申し上げま

す。

国土交通省において、公共事業評価に関する国

土交通省の統一的な取扱いを定めました公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針というものを平成十六年に策定しておりますと、社会的割引率につきましては、十年物の国債の実質利回りなどを参考に、全事業統一的に4%と設定しております。

その当時の議論において参考とした十年物の国債の実質利回りでござりますけれども、平成五年から平成十四年までの十年間の平均値三・一

〇%、また、昭和五十八年から平成十四年までの二十年間の平均値三・五二%などとなつております。現在の利回りを用いて最近の十年間二十年間の数値を同じように試算いたしましたところ、

平成二十年から平成二十九年度までの十年間の平均値〇・八七%、平成十年から平成二十九年までの二十年間の平均値一・八三%となつてあるところでございます。

○渡辺喜美君 だったら、そういう簡単な計算で出るんだつたら、この割引率変えたらいかがですか。

○政府参考人(東川直正君) 議員御指摘のとおり、社会的割引率と実勢金利の間に乖離があると

いうことは事実でございまして、社会的割引率を適宜見直すべきとの御意見もいただいているところ考え方もあるというふうに承知しておりますけれども、公共事業の事業期間、また、その社会

資本の利用期間が非常に長いことを踏まえますと、変化の激しい金利の動向のみをもつて社会的割引率を見直すのが適切なのかということにつきましては十分な検討が必要と考えております。

また、十六年に技術指針を策定した際の我々の設置しております有識者委員会の中での議論でございますけれども、理論的には、資本機会費用により設定する方法と社会的時間選好から算出する方法というものが議論されました。

方の時間選好から社会的割引率を算出することが困難であったため、課題はあるものの、資本機会費用により設定する考え方に基づきまして、国債の

実質利回りなどを参考として4%を設定したところでございます。

いずれにいたしましても、様々な御意見のある

中、社会的割引率の考え方を含む事業評価手法の

在り方につきましては、国土交通省で設置いたし

ています学識経験者などで構成されている公共事

業評価手法研究委員会などにおきまして、今後も引き続き議論してまいりたいと考えております。

○渡辺喜美君 平成十四、五年当時、たしか私

国土交通部会長といつのをやつて記憶がある

んですよ。その頃議論した数字がいまだに使われ

ていると。この十五年間で何が起きたかという

と、大震災が起きて、台風、大雨、もう明らかに

日本の災害の環境が変わつてきているんですね。

だから、国土強靭化と言つていいんでしょうか。

だから、MMTも結構ですが、この割引率変化やるんだつたらね。自民党の皆さん、真剣に考

えられたらしいですよ。

もう一つ、マイナス金利で使えそうなアイデア申し上げます。

例えば、今、この間の台風十五号ですか、シ

ン・ゴジラ来襲みたいな形で、千葉県の送配電網

がだただたになりましたね。今、電力各社の送配電網、簿価ベースで恐らく十二・何兆円ぐらい

じゃないでしょうか。こういうものは、ヨーロッパのどこかでやつたように、一度国有化をしてしまうんですね、国が引き取っちゃうと。そ

上で、マイナス金利活用でスマートグリッド投

資、分散型のシステムをもう徹底して投資をして

すればちゃんと元も取れますよ。電力自由化が徹

底して進んでいくんですね。

私は言わせれば、今の電力システムって昭和十

五年頃で始めた仕組みですよ、麻生大臣がお生まれになつた頃。当時は四百ぐらい電力会社があつた自由競争の世界だつたんですね。それが、と

うのがつくれたわけであります。

ですから、これは逆転の発想で、原発は多分簿

価ベースで三兆円もしませんよ。二・何兆円です

よ。原発ははつきり言つてこれはもうからな

い。民間がやるべき話ではないんです、原発とい

うのはね。こういうものも国が引き取るんです、

双方合わせて、送配電網と原発とね。で、日米原

子力協定でもつてブルトニウムの保有認められて

いるのが今の日本でありますから、民間にもうか

らな原発を延々とやらせ続けるというのはもう

間違つていますよ。

ですから、こういうことは合わせ技でやつたら

いかがですか。原発の方は質問通告していません

ので、送配電網の方、いかがですか。

○政府参考人(村瀬佳史君) お答え申し上げま

す。

電気事業法を始めといいます電気事業に係る現行制度におきましては、行政の肥大化を回避するとともに、能率的かつ効率的な事業運営を確保するという観点から、国を直接の事業主体にすることは想定しておりません。電気事業法の規制によるところも、能率的かつ効率的な事業運営を確保する企業に担つていただく仕組みとなつてゐるところでございます。かかる制度の下で、我が国の電力会社の送配電事業は、株式会社である民間企業としてのガバナンスの下で運営されておりまして、電気事業法に基づく規制の下で停電への対応を含めた電力の安定供給等の責任を果たしてきております。

このよう中で、御指摘あつたような、民間、これは株式会社でございますが、所有する総資産の、今御指摘いただいたように、約十三兆円が送配電部門の簿価ベースの額になるわけでございま

すが、仮にこれを第三者に売却するようなことがあつたとしても、簿価で売るかというと必ずしもそういうことではないというよう考へますし、

また、系統運用、制御や設備形成といった送配電事業に係る技術的、専門的知見を有する者を、これを継続的かつ効率的に国自身が確保して自ら運営していくといつたようなことについては様々な課題があり、御指摘のような国有化というのは困難であるというふうに考えてございますが、一方で、御指摘いただきましたような電力グリッドのスマート化を進めていくようなことは極めて重要な課題だと認識してございます。

御指摘いただいたように、累次、電力システムの改革を進めてきておりまして、電気事業法の改正を通じた全面自由化といったような改革を進めておりますけれども、A.I.、I.O.Tを使った新たな技術を使ったネットワークの高度化、次世代化を促進していくといったことは進めてまいりたいと考えてございまして、現在、審議会で具体的措置、検討を、議論をしているところでございまして、その議論も踏まえ、適切な制度措置も含めた政策対応を進めてまいりたいと考えてございます。

○渡辺喜美君 スマートグリッド投資とかマイクログリッド投資とか、経済産業省の話聞きますとちょっとしょぼいんですよ、中身がね。それで、あえてこういう大風呂敷を申し上げているんです。この台風、大雨の被害で懲りているはずなんですよ。だったら、もうこういう金利環境の下で少し本腰入れてやってみたらどうなんですかということを申し上げているんです。

電力自由化、小売の自由化が始まつて久しいけれども、相変わらず、託送料はどれくらい取つているんです、三〇%ぐらい取つてあるんじゃないんですか。結局、小売自由化といったって何にも消費者に恩恵が来ていない。スマートメーターは、もうあと一年、二年ではとんと一〇〇%普及しちゃうわけでしょう。だったら、もとと電力自由化を進められるような、そういう仕組みをつくつらいかがなんですか。どうですか。

○政府参考人(村瀬佳史君) お答え申し上げま

す。

委員御指摘のとおり、更に大胆な電力システムの改革を進めてまいりたいといつたふうに考えてござります。

今御指摘いただきましたスマートメータにつきましては、二〇二〇年代の前半には全戸に導入を完了する予定でございます。さらには、ここで

集まる情報を使って更なるビジネスモデルが実現できるよう、そいつた新たなライセンスの導入の検討なども今進めているところでございます。

けれども、今いただいたような御指摘も踏まえまして、さらにこの改革の果実が国民、消費者に還元されるよう、そいつた改革をしっかりと進めてまいりたいと考えてございます。

○渡辺喜美君 とにかく、ちまちましたびほう策でやついても、残念ながら、日本が輝ける成長

これはもう大胆な発想の転換、これがもう絶対に必要になります。日本は成長しない国などとい

う敗北主義に陥つてはいけないと私は考えており

ます。

○渡辺喜美君 アメリカで香港人権法が成立いたしました。トランプ大統領がこれに署名するのかどうか分かりません。香港経済、ハンセン指数もかなり下がつておりますし、かなりの減速ですね。昨日も、お

とといも申し上げたように、中国経済はもう六%を切つてきている状況。中国は、繰り返し申し上げますけれども、債務問題が爆発したときには大きなことになります。

大臣、中国経済についてどういう御所見お持ち

ます。

○渡辺喜美君 とにかく、ちまちましたびほう策

でやついても、残念ながら、日本が輝ける成長

これはもう大胆な発想の転換、これがもう絶対に必要になります。日本は成長しない国などとい

う敗北主義に陥つてはいけないと私は考えており

ます。

○渡辺喜美君 アメリカで香港人権法が成立いたしました。トランプ大統領がこれに署名するのかどうか分かりません。香港経済、ハンセン指数もかなり下がつておりますし、かなりの減速ですね。昨日も、お

とといも申し上げたように、中国経済はもう六%を切つてきている状況。中国は、繰り返し申し上げますけれども、債務問題が爆発したときには大きなことになります。

大臣、中国経済についてどういう御所見お持ち

ます。

○国務大臣(麻生太郎君) 財務大臣の立場をもつて他国の財務内容を批判するというのを国会なん

かでやついていたら危なくてしようがないので、うかつにその話に乗れるわけにはいかないんですけど、別の場でも、別の方でしてもらいたいですね。本当に聞かれたいんだつたら。

その上で申し上げますけれども、六%つて本当に

ですかね。本当に六%も行つてますかねという点も考えないかねところだと思いますよ、これ。

この国の発表する話は、表でいう数字と実質の数字はかなり差があるだろうと、これはもう世界中の合意ですから。ですから、五%どころかもっと低いということを思つておいた上で、この種の話をせないかねところなんだと思いますが。

少なくとも、地方銀行に対して人民銀行ではなく中国財務局が、省でいって六省、七省ぐらいのところに直接資本の補助を出した。日本がやつたのと同じことを、日本の銀行が具合悪かつた九七年、八年でやつたときと同じようなことを今、中国で今年になつてから始めておりますから、か

なり表に出てる数字より悪い数字だとい

ことを頭に入れておかないといかぬのだろうと

思つて、私どもはそう思つて、慎重にこの国の發言等々をよく見ておかなかぬところだと思つております。

○渡辺喜美君 大臣御指摘のように、統計がいいかげんなので、恐らくマイナスになつてゐる可能

性が高いと私も思います。そうなると、なおさ

ら、日本がかつて一九九七年に消費税上げた年に経験したように、これはほとんどないところに火

が付いていく可能性があります。

今日の本題の外為法改正であります。では、

いきなり聞きますけれども、中国のソブリンファンド、C.I.C.は、それなりの投資を日本に対してもいますますけれども、C.I.C.の扱いはどうなさ

りますか。

○政府参考人(岡村健司君) お答え申し上げま

す。

この銘柄を三つに分けるというリストにつきま

しては、基本的に定款や有価証券報告書などの公

開情報に記載されている事業内容に基づいて、調

査、それから相手方との調査や照会、それから意

見交換などに基づいて行うものでございまして、結果も、その詳細をリストに記載すると、事業内

容の詳細をリストに記載するということではなく、三分類の結果だけを示すということでございまますので、臆測に基づく株式の売買を惹起するよ

うな性質のものではないというふうに考えてございます。

ただ、先生御指摘のように、リストに分類され

たということをもつて空売りの対象となるのでは

ないかという見方がある、そういう懸念がある

ということは承知しております。ただ、ソブリ

ン・ウエルス・ファンドの中には国の安全等を損なうおそれがないと認められるものもございます

ので、そういうものにつきましては免除制度を利用可能とすることとしております。

しかば、それはどのよう基準あるいは考え

要素としては、その組織の設立目的でありますとか、あるいは日本への投資の実績と活動の履歴でありますとか、あるいはそのガバナンス構造、ガ

バナンス構造と申しますのは、投資判断が外国政

府から独立して行われているかどうかといった点を基準にして、ソブリン・ウエルス・ファンド側に情報を求めて、提出された情報に基づいて國の

安全等を損なうおそれがあるかどうかということを判断していくということを考えてございま

す。

○渡辺喜美君 昨日かおとといの日経新聞だったかと思ひますけれども、事前の届出の対象となる上場企業のリストが公表されると空売りを仕掛けられるという話が出ておりましたが、確かにそ

ういうおそれはあると思いますが、いかがですか。

○渡辺喜美君 昨日かおとといの日経新聞だったかと思ひますけれども、事前の届出の対象となる上場企業のリストが公表されると空売りを仕掛けられるという話が出ておりましたが、確かにそ

ういうおそれはあると思いますが、いかがですか。

○政府参考人(岡村健司君) お答え申し上げま

す。

この銘柄を三つに分けるというリストにつきま

しては、基本的に定款や有価証券報告書などの公

開情報に記載されている事業内容に基づいて、調

査、それから相手方との調査や照会、それから意

見交換などに基づいて行うものでございまして、結果も、その詳細をリストに記載すると、事業内

容の詳細をリストに記載するということではなく、三分類の結果だけを示すということでございま

ますので、臆測に基づく株式の売買を惹起するよ

うな性質のものではないというふうに考えてござ

います。

ただ、先生御指摘のように、リストに分類され

たということをもつて空売りの対象となるのでは

ないかという見方がある、そういう懸念がある

ということは承知しております。ただ、ソブリ

ン・ウエルス・ファンドの中には国の安全等を損なうおそれがないと認められるものもございます

にかかるわらず免除の対象となり得るということとしておりますほか、事前届出の場合の審査基準も、国の安全等の観点から限定かつ明確化し、国の方針でございますので、極力負担が生じないようにしていくことでございます。

率、日立四三・一%、NEC三八・五六%、三井重工三〇%，これが現実ですよ。

ですから、今、外人投資家を締め出すとか、あるいは、もうこれ以上、外人持株比率を増やさないなどということをやりますと、そういうメツセージにつながると、相当やばいですよ。早い話が、今、日本銀行のETFの増えた分、逆に言ふ

し上げてきているとおりですが、改めてお尋ねになりますので、改めて強調させていただきま  
す。

す。  
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律  
案(こまつりの方)の参考と願ります。

の安全等を損なうおそれがなければ短期間の審査で、すぐに取得を可能とするということ、そういう方針でございますので、極力負担が生じないようにしていくということでござります。

いずれにいたしましても、上場会社のリストの作成、公表につきましては、様々な御意見を踏まえながら十分注意して進めてまいりたいと存じております。

るいはもうこれ以上、外人持ち株比率を増やさないなどということをやりますと、そういうメツセージにつながると、相當やばいですよ。早い話が、今、日本銀行のETFの増えた分、逆に言うと、外人の売り越しの分、日銀がETF買ってくっていると、そういう感じですよ。

○渡辺喜美君 ところが、その免除規定にござりますように、先ほど來の議論のとおり、役員に就任しないこと、事業の譲渡、廃止等を提案しないこと、こういう文言がくつづいておるわけですよ。これって、アクティビスト、物言う株主排除のものじやありませんか。

○委員長(中西祐介君) 時間ですので、簡潔にお答えください。

〔賛成者挙手〕  
○委員長（中西祐介君） 全会一致と認めます。  
よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
この際、那谷屋君から発言を求められておりま  
すので、これを許します。那谷屋正義君。  
○那谷屋正義君 私は、ただいま可決されました  
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

○渡辺喜美君 先ほど来御議論がござりますよううちに、これ実務が非常に厄介なんですよ。もう本当にこの実務のやり方間違えると、外人投資家たちがそっぽを向かれる、もうそれこそ不買運動が起きかねない、そういうリスクがござります。

今月号の「選択」という雑誌、十一月号であり

ら、アメリカのダウは、ナスダックも含めて、三指指数がそろって史上最高値圏にある。日本は、年初来高値とか喜んでいますけど、最高値って三五九千円でしょう、三十年前ですかね、日本はね、六割ですよ。それで喜んでいちや駄目なんですね。

○政府参考人(岡村健司君) はい。  
お答え申し上げます。

に対し、自由民主党・国民の声・立憲・国民・新緑風会・社民、公明党及び日本維新の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

　　外國為替及び外國貿易法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

ますが、結構面白い記事が出ておりました。敏腕記者が恐らく匿名で書かれたものかと思いますが、当初、この外為法の改正というのは中国資本への対抗が目的だったと。それはもう言わずとも知れた公然の秘密みたいなものですよ、これはね。今日、どこかのテレビで、イアン・ブレマー氏が、これからアメリカ陣営と中国陣営、どちらに付くんだと、世界が二分されていくと。股裂きになる人が日本では恐らくたくさん出てきま

アクティビスト排除法という批判にどうお答えになりますか。

○國務大臣(麻生太郎君) 今回の改正の話は、もう先ほども説明し、申し上げましたように、これは国の健全な投資、国つて、国内に対する健全な投資というものを一層促進しつつ、国の安全等に関わるものに関しては技術の流出とかそういうものも関係いたしますので、我々としては、事業活動を喪失するといった事態を防止するというのが目的ということで、我々としては、今

あくまでも国が安全等に関する技術の流出や事業活動の喪失といった事態を防止するという目的でございますので、この観点から限定されることはございません。主権の行使について制約を課すというものではありません。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 世界の安全保障環境が厳しさを増している中、我が国の対内直接投資の事前届出審査制度の改善を図る本改正が、経済の健全な発展に資する対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等に関する技術の流出や事業の喪失を防止し、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持に資するよう、事前届出制度の適切な実施に努めること。

そういう中で外為法改正に踏み切ったというわけなんですけれども、いつの間にか、いつの間にか、安全保障の問題であつたことが、いつの間にか、物言う株主対策にすり替わってしまったんじゃないかという指摘なんですよ。いわゆるアクティビリストという人たちですね。

回のことに関する必要最小限のものに限定しておりますので、株主と企業との間の対話の制限等々、追加を行うつもりは全くありませんし、行わないことにいたしております。

また、株主によります企業との健全かつ建設的な対話というのは、これはもうコーポレートガバナンスというのをかなり強化をさせてきていただいておりままでの、企業価値を向上させるという観点から非常に重要であるという認識には変わりありませんので、今回のこの法改正がアクティビリスト排除法でないということはもう何回も申

ことにつながりかねない。そうすると、もうそれこそ日本株の不買運動というのが起きますから、その点はもう実務において注意してし過ぎることはありませんから、この点を十分に念頭に置いて、政令、省令、ルールの作成をやっていただきたいと思います。

二 事前届出審査の実効性を高めるため、関係省庁において定員の確保、機構の充実その他審査体制の強化を図るとともに、本改正で設けられた情報交換規定を適切に活用し、関係省庁間及び外国政府等との連携の強化に努めること。

三 我が国の経済成長や企業のコーポレート・ガバナンス強化、ベンチャーエンタープライズの発展に資する直接投資を一層促進するため、市場関係者に対し、事前届出免除制度の内容及び趣旨を広く周知するとともに、必要に応じ更なる投

第五部 財政金融委員会會議録第四号 令和元年十一月二十一日 [參議院]

資促進策の検討を行うこと。

四 我が国の中、中小企業が有する国の安全等に関する重要な技術の流出や事業の喪失を適切に防止できるよう、中小企業への配慮を行いつつ事前届出の審査の適切な実施に努めるこ

と。

五 事前届出制度の詳細を政令等で定めるに当たっては、委員会審査を通じて確認された本改正の立法趣旨を十分に踏まえるとともに、

企業、市場関係者に分かりやすいものとなるよう、幅広く丁寧に意見を聴取し、その内容を明確化すること。

六 事前届出免除制度の適用については、投資家の外形的基準だけでなく、国の安全等に関する技術の流出や事業の喪失を防止するとの法目的についても十分考慮すること。

七 安全保障の観点から対内直接投資に係る対応強化の流れが国際的に見られる中、我が国の安全を脅かす対内直接投資について、内外の情報収集に鋭意努めるとともに、実効かつ機動的な対応を行えるよう、新法の規定について検討を更に加え、国益を踏まえた必要な措置を講じること。

八 本改正による影響を十分に検証するとともに、対内直接投資審査制度の運用に当たっては、投資促進や金融資本市場の活性化に反するものとならないよう配慮するほか、株主の権利行使や企業との対話を阻害するとのないように留意すること。

九 事前届出審査に当たっては、判断基準等を事前に公表するなど透明性の確保を図ることも、ベンチャー企業等の資金調達に支障を来さないよう審査期間の更なる短縮化を検討すること。また、投資実施後のモニタリングを強化するなど規制の実効性を確保すること。

十 事後報告及び事前届出に係る手続について

は、外国投資家の投資意欲や機動的な投資判

断を阻害するとのないよう、報告手法の簡易化や報告頻度の軽減など事務負担の軽減に十分配慮すること。

十一 外国資本による土地購入が急速に拡大している現状に鑑み、安全保障、水源、鉱物資源保全等の観点から速やかに検討を行い、必要な措置を講ずるよう取り組むこと。

右決議する。

以上でございおす。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(中西祐介君) ただいま那谷屋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。  
〔賛成者挙手〕

○委員長(中西祐介君) 全会一致と認めます。

よって、那谷屋君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、麻生太郎財務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。麻生太郎財務大臣。

○國務大臣(麻生太郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

○委員長(中西祐介君) なお、審査報告書の作成についてお申しつけでは、「これを委員長に御一任願いたい」と存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(中西祐介君) 御異議ないと認め、やよい決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。  
午後二時二十八分散会

〔参考〕

(藤末健三委員資料)

外為法改正の狙い

- ・ 投資自由の大原則の下、一定の対内直接投資につき事後報告
- ・ 指定業種につき事前届出

### 健全な投資の一層の促進

安全保障等の観点からの対応強化の流れ

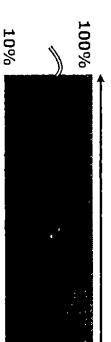
- ・ 2018年8月米国で新法成立
- ・ 2019年3月欧州でEU新規則成立

**経済の健全な発展につながる対内直接投資を一層促進するとともに、  
国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応する  
ためよりのある対内直接投資制度を目指す。**

**事前届出免除制度のイメージ**  
【現行の事前届出対象】

#### 指定業種につき一律

指定業種であっても、国の安全等を損なうおそれがないものは免除



**【改正後の事前届出対象】**

指定業種であっても、国の安全等を損なうおそれがないものは免除



事後報告免除制度について  
事後報告が可能

出典：財務省 令和元年11月21日 参議院財政金融委員会 藤末健三 自由民主党・国民の声